



議会だより

No. 184
平成26年2月

第4回 定例会

七飯町職員の再任用に関する 条例を制定

平成25年第4回定例会は、12月10日に招集され、会期を13日までの4日間と決め開催されました。

平成25年度一般会計補正予算、条例の制定・一部改正など議案18件、諮問1件を審議しました。

一般質問では8人の議員が質問に立ち、町政に対する

理事者の考えを質したほか、七飯町における公募事業に関する調査特別委員会の最終報告、各常任委員会の所管事務調査報告や、国や関係機関へ要請する2014年度地方財政の確立を求める意見書をはじめとする6件の意見書を審議し原案どおり可決しました。

審議結果

区 分	結果	番 号	議 件 名 等	継続審査・調査・その他
議 案	条例制定 付 託	◎ 議案第42号	七飯町職員の再任用に関する条例の制定について	総務財政常任委員会報告
		◎ 議案第56号	七飯町定住自立圏形成協定の議決に関する条例の制定について	
		◎ 議案第57号	七飯町準用河川に係る河川管理施設等の構造の技術的基準を定める条例の制定について	経済産業常任委員会へ付託
		◎ 議案第58号	七飯町準用河川流水占用料等徴収条例の制定について	経済産業常任委員会へ付託
	条例改正	◎ 議案第59号	七飯町税条例の一部改正について	
		◎ 議案第60号	七飯町国民健康保険税条例の一部改正について	
		◎ 議案第61号	七飯町学校設置条例の一部改正について	
	補正予算	◎ 議案第67号	平成25年度七飯町一般会計補正予算(第10号)	
		◎ 議案第68号	平成25年度七飯町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)	
		◎ 議案第69号	平成25年度七飯町後期高齢者医療健特別会計補正予算(第2号)	
		◎ 議案第70号	平成25年度七飯町介護保険特別会計補正予算(第3号)	
		◎ 議案第71号	平成25年度七飯町下水道事業特別会計補正予算(第3号)	
		◎ 議案第72号	平成25年度七飯町土地造成事業特別会計補正予算(第1号)	
	人 事	◎ 議案第73号	平成25年度七飯町下水道事業会計補正予算(第2号)	
		◎ 諮問第2号	人権擁護委員候補者の推薦について	
		そ の 他	◎ 議案第62号	七飯町公の施設に係る指定管理者の指定について
◎ 議案第63号			七飯町公の施設に係る指定管理者の指定について	
◎ 議案第64号			七飯町公の施設に係る指定管理者の指定について	
◎ 議案第65号			公の施設の利用に関する協議について	
◎ 議案第66号	土地の処分について			
発 議 案	意見書等	◎ 発議案第11号	2014年度地方財政の確立を求める意見書	
		◎ 発議案第12号	過疎対策の積極的推進を求める意見書	
		○ 発議案第13号	消費税の軽減税率制度の導入を求める意見書	
		◎ 発議案第14号	利用者本位の持続可能な介護保険制度の確立を求める意見書	
		◎ 発議案第15号	森林・林業・木材産業施策の積極的な発展に関する意見書	
		◎ 発議案第16号	2014年度及び2015年度の北海道後期高齢者医療の保険料値上げに反対する意見書	
そ の 他	報告済		各常任委員会報告	
	報告済		特別委員会報告	
	報告済		出納検査報告	
	承認		閉会中の委員会活動の承認について	

◎=全員一致で可決 ○=賛成多数で可決 ●=賛成少数で否決 ×=賛成なしで否決

主な内容

- 審議して決まったこと……………P.19
- 第3回臨時会の結果……………P.20
- 監査報告……………P.20
- 一般質問……………P.20
- 議案審査の結果報告……………P.24
- 各常任委員会活動報告……………P.24
- 特別委員会報告……………P.36
- 政治倫理審査会報告……………P.39
- 議員出席状況……………P.39

審議して決まったこと

条例の制定

◆七飯町職員の再任用に関する条例

地方公務員法に基づき定年退職後の職員の再任用に関する条例制定。

平成25年3月1日施行

◆七飯町定住自立圏形成協定の議決に関する条例

国が定める定住自立圏形成推進要綱に基づき、函館市が中心市宣言を行い、中心市と周辺市町村が定住自立圏形成協定を締結するため条例制定。

施行期日は公布の日

◆七飯町準用河川に係る河川管理施設等の構造の技術的基準を定める条例

地域主権改革一括法に基づく地方への権限移譲による「七飯町準用河川に係る河川管理施設等の構造の技術的基準を定める条例」の制定は、経済産業常任委員会に付託。

◆七飯町準用河川流水占用料等徴収条例

新たに準用河川を指定す

条例一部改正

◆七飯町税条例
地方税法施行令の一部を改正する政令及び地方税法施行規則の一部を改正する省令の施行に伴う改正。

平成28年1月1日施行
平成28年10月1日施行
平成29年1月1日施行

◆七飯町国民健康保険税条例
地方税法施行令の一部を改正する政令及び地方税法施行規則の一部を改正する省令の施行に伴う改正。

平成28年1月1日施行
平成28年10月1日施行
平成29年1月1日施行

◆七飯町国民健康保険税条例
後期高齢者医療広域連合納付金負担金等、歳入歳出それぞれ149万5千円を減額し、歳入歳出予算の総額を3億7千98万7千円とした。

◆平成25年度七飯町後期高齢者医療特別会計(第2号)

◆平成25年度七飯町介護保険特別会計(第3号)

地域密着型介護サービス給付費等、歳入歳出それぞれ2億326万2千円を追加し、歳入歳出予算の総額を22億3千65万1千円とした。

◆平成25年度七飯町下水道事業特別会計補正予算(第3号)

函館湾流域下水道事務組合負担金等、歳入歳出それぞれ713万3千円を減額し、歳入歳出予算の総額を10億6千271万7千円とした。

◆平成25年度七飯町土地造成事業特別会計補正予算(第1号)

造成区画地等売払収入等、歳入歳出それぞれ7千474万6千円を追加し、歳入歳出予算の総額を9千274万6千円とした。

◆平成25年度七飯町水道事業会計補正予算(第2号)

収益的収入を175万8千円追加し4億2千51万円に、収益的支出を175万8千円追加し4億2千51万円とした。

増やそう資源!

◆七飯町学校設置条例

鶴野小学校が平成26年3月31日をもって閉校することに伴う条例改正。

平成26年4月1日施行

補正予算

◆平成25年度七飯町一般会計(第10号)

藤城小学校教員住宅新築工事、学校給食センター用地購入費等、歳入歳出それぞれ3億2千88万6千円を追加し、歳入歳出予算の総額を99億4千889万4千円とした。

◆平成25年度七飯町国民健康保険特別会計(第2号)

一般被保険者療養給付費等、歳入歳出それぞれ2億4千569万2千円を追加し、歳入歳出予算の総額を38億8千49万2千円とした。

◆平成25年度七飯町後期高齢者医療特別会計(第2号)

後期高齢者医療広域連合納付金負担金等、歳入歳出それぞれ149万5千円を減額し、歳入歳出予算の総額を3億7千98万7千円とした。

◆平成25年度七飯町介護保険特別会計(第3号)

地域密着型介護サービス給付費等、歳入歳出それぞれ2億326万2千円を追加し、歳入歳出予算の総額を22億3千65万1千円とした。

◆平成25年度七飯町下水道事業特別会計補正予算(第3号)

函館湾流域下水道事務組合負担金等、歳入歳出それぞれ713万3千円を減額し、歳入歳出予算の総額を10億6千271万7千円とした。

◆平成25年度七飯町土地造成事業特別会計補正予算(第1号)

造成区画地等売払収入等、歳入歳出それぞれ7千474万6千円を追加し、歳入歳出予算の総額を9千274万6千円とした。

◆平成25年度七飯町水道事業会計補正予算(第2号)

収益的収入を175万8千円追加し4億2千51万円に、収益的支出を175万8千円追加し4億2千51万円とした。

その他

◆七飯町公の施設に係る指定管理者の指定

▽施設の名称
①七飯町パークゴルフ場七飯コース
②七飯町パークゴルフ場大中山コース

▽施設の位置
①七飯町本町2丁目140番地1
②七飯町大川11丁目347番地1

▽指定管理者となるべき団体の名称及び代表者
グリーンP・Gサービス株式会社

代表取締役 大森茂

▽指定管理を行わせる期間
平成26年4月1日から平成29年3月31日まで

◆七飯町公の施設に係る指定管理者の指定

▽施設の名称
①すずらんコート
②ひまわりコート

▽施設の位置
①七飯町本町2丁目96番地1
②七飯町字大川387番地1

▽指定管理者となるべき団体の名称及び代表者
すずらんコート利用者の会

会長 吉田耕治

▽指定管理を行わせる期間
事業計画 平成30年度
全体計画 27.0ha
事業計画 27.0ha

▽指定管理を行わせる期間
事業計画 平成30年度
全体計画 27.0ha
事業計画 27.0ha

▽指定管理を行わせる期間
事業計画 平成30年度
全体計画 27.0ha
事業計画 27.0ha

▽指定管理を行わせる期間
事業計画 平成30年度
全体計画 27.0ha
事業計画 27.0ha

▽指定管理を行わせる期間
事業計画 平成30年度
全体計画 27.0ha
事業計画 27.0ha

平成26年4月1日から平成29年3月31日まで

◆七飯町公の施設に係る指定管理者の指定

▽施設の名称
七飯町大沼国際交流プラザ

▽施設の位置
七飯町字大沼町85番地15

▽指定管理者となるべき団体の名称及び代表者
一般社団法人七飯大沼国際観光コンベンション協会

代表理事 渡邊邦浩

▽指定管理を行わせる期間
平成26年4月1日から平成29年3月31日まで

◆公の施設の利用に関する協議

森町字赤井川地区の汚水を大沼特定環境保全公共下水道の下水管渠に接続し、大沼浄化センターで処理することについての協議

▽処理区の名称
赤井川処理区

▽処理区内の地名
森町字赤井川

▽目標年度
全体計画 平成32年度
事業計画 平成30年度

▽計画区域面積
全体計画 27.0ha
事業計画 27.0ha

▽計画区域面積
全体計画 27.0ha
事業計画 27.0ha

▽計画区域面積
全体計画 27.0ha
事業計画 27.0ha

▽計画区域面積
全体計画 27.0ha
事業計画 27.0ha

▽計画区域面積
全体計画 27.0ha
事業計画 27.0ha

▽計画人口

全体計画 190人

事業計画 200人

▽計画汚水量(日最大)

全体計画 473(m³/日)

事業計画 476(m³/日)

▽利用開始年月日

平成27年4月1日(予定)

◆土地の処分

峠下流通関連団地内の土地の一部売却

発議案(意見書)

◆議員提出議案として6件の意見書を可決し、要望事項として各関係機関及び各関係大臣に送付した

◎2014年度地方財政の確立を求める意見書

◎過疎対策の積極的推進を求める意見書

◎消費税の軽減税率制度の導入を求める意見書

◎利用者本位の持続可能な介護保険制度の確立を求める意見書

◎森林・林業・木材産業施策の積極的な展開に関する意見書

◎2014年度及び2015年度の北海道後期高齢者医療の保険料値上げに反対する意見書

第3回

臨時議会

11月18日

補正予算

◆平成25年度七飯町一般会計補正予算(第9号)

久根別川用地測量委託料等、歳入歳出それぞれ3千298万4千円を追加し、歳入歳出予算の総額を96億2千50万8千円とした。

その他

◆新幹線関係付道新設工事

「1工区」請負契約

▽契約の方法

地域限定型一般競争入札

▽契約金額

9千891万円

▽契約の相手方

株式会社 相互建設

◆新幹線関係付道新設工事

「2工区」請負契約

▽契約の方法

地域限定型一般競争入札

▽契約金額

9千135万円

▽契約の相手方

株式会社 鈴木事業所

監査報告

例月出納検査

一般会計並びに各特別会計、水道事業会計の出納状況を次のとおり検査した。

平成25年8月分を

9月24日、25日、26日、27日

平成25年9月分を

10月28日、29日、30日、31日

平成25年10月分を

11月25日、26日、27日

◇検査結果

特に指摘すべき事項なし。

◇監査委員

林 永田 英利

樹 秀樹

Q 問責決議案が可決された後の町長の対応について

A 決議を重く受け止め、役場内部の連携強化を図っていく

坂本 繁 議員

平成25年3月の七飯町議会定例会において、町長の問責決議案が可決され約9か月が経過したが、町長は新聞の取材等に対し「議会の可決は重く受け止める」と発言し、重大な責任問題が発生したところである。

しかし、その後において何の対策・対応が見受けられず現在に至っているのは甚だ残念である。

そこで、次の点について伺いたい。

①町長の施政方針の中での「住みたいまち・住み続けたいまち七飯町」を2期8年間に渡り、基本姿勢として訴えてきましたが、町長は振り返ってみてどのような成果が残されたのか伺いたい。

②町長は、七飯町のトップセールスとして、国、道から政策を引き出してくるべきなのに、地域密着型サービス提供事業では、一度決定した事業者を取り消すなど

の不手際があり、社会福祉協議会や議会に対し、混乱を招いたことについて伺いたい。

③問責決議の中に、最高責任者としての指導力不足や、特別職・管理職との連係不足とあるが、町長の考えについて伺いたい。

④新たなハザードマップの作成、消防庁舎給食センター、大中山小学校の改築に向けた基本・自主設計に着手、本町子育て支援センターの開設などを挙げ健全財政を維持しながら、事業の達成に向けてきた。

また、平成20年度から大沼の水質改善などに取り組む(大沼地域活性化ビジョン)の中で水質の指標である酸素消費量を示すCOD濃度の平成23年度の平均値が昭和55年度以降に初めて環境基準値を下回ることができた。

この問責決議を重く受け止め、指導力不足、管理職との連携不足を反省し、今後、疑問を抱かれる事の無いよう行政をきちんと精査し諸問題を共有し、改善を図り二度とこのような事が無いように行なっていきたいと思っております。

議会事務局からのお願い

議長あての文書は直接議会事務局へ送付して下さい。

議会議長あての文書や案内状は、日程の調整をする必要がありますので直接議会事務局にお送り下さい。

- ◆送り先 七飯町本町6丁目1番1号
七飯町議会議長 あて
- ◆電話 65-5947 (直通)

減らすのびびり！

Q 町内のJR線踏切について

A JRへ要望し協議を始めた

平松 俊一 議員

町内には全部で30か所の踏切が存在し、このうち5か所は歩行者専用であるが、新幹線開通に合わせて、在来と貨物列車が函館本線と函館駅間をリレー列車が運行されることになる。

つまり、踏切遮断機の開閉数が増え、当然遮断される時間も長くなることが予想される。

この為、相互交通のできない踏切では車両が、渡りきれない場面が増えること、あるいは高齢者等への危険度が増すことが予想され、最近連続して発生している踏切内での人身事故のニュースも他人ごとではない。特に中野地区の「対馬踏切」では拡幅改良を願う要望書が、多くの署名を添えて提出されているところでもあり、町の対応を伺いたい。

Q スポーツ振興専門部署の新設を!!

A 部制を検討する

日下部 雅一 議員

昨今、七飯町においては、サッカーチームや陸上の駅伝チームがスポーツ合宿を環境の良い大沼地区で行なっている。

特に、陸上の駅伝チームは、平成20年度から年々参加チームが増え、昨年は8実業団チームが合宿を行っている。

七飯町におけるスポーツ振興の体制は、現在、スポーツ課と社会教育課を統合した生涯教育課の中にあるスポーツ振興係において行なっているところである。

しかし、スポーツ合宿の誘致については、機構改革に伴い、政策推進課で行なっていることから、スポーツ合宿の誘致とスポーツ振興を一体的に進めるためには、合宿誘致を含むスポーツ振興担当部署の充実が必要と考える。

また、2020年夏季オリンピックは、東京での開催が決定し、政府において

も、スポーツ庁の新設について検討している旨の報道がされている。

そこで、次の点について伺いたい。

①子ども達のスポーツ環境を整えて、東京オリンピックなども見据えて、長期的に子ども達を育成するプロジェクトを実施する考えはないか

②スポーツ合宿の誘致、町民のスポーツ環境を整備するため、総合運動施設の充実を図る考えはないか

③上記2点を踏まえ、スポーツ振興や実業団チームの誘致等を積極的に行うため、スポーツ振興専門部署を新設する考えはないか

【教育長】

①七飯中の男子陸上部やソフトボール部、一昨年はサッカー部も全国大会に出場している。そんな中で東京オリンピックを目指す世代は今の中学生です。小中高と

一環して指導者がしっかりと体力向上を目指せばきつと七飯からオリンピックに出場する選手が誕生する可能性があると考える。そんな思いで指導力のある教員の配置を考えて参りたい。

②スポーツ施設が老朽化して建替えなければならぬ施設が七飯町には多々ある。確かに総合化というの

もわかるが、今の段階でそれを結論づけて七飯町は今後総合化に向かうという事はこの場では申し上げられない。次期第5次七飯町総合計画が28年から始まる

が、その中で方向性を見出すよう議員の皆さんと共に協議しながら進めて行きたいと考えている。

【町長】

③現在スポーツに関連する3つの係を一つにまとめるのではなく部長というものを置いて部制としてできるかどうか検討していく。

一般質問

Q 七飯町施政方針の進捗状況について

【政策推進課長】
この区間の踏切について、十分な安全管理が必要と認識しており、この度、「対馬踏切」の改良要望を1千230筆の署名とともに頂き、町は6月にJR北海道函館支社長に要望提出し、協議を開始しました。今後は踏切拡幅を含む道路計画を検討の上、具体的な協議を続けてゆく考えである。

①道道大野大中山線に、街路計画路線である中島臨工通の一部を道道に昇格させ、継続して整備するよう強く要望している件の現状と今後の見通しについて

②大沼湖の水質改善の一環として行った荊澗川の自然浄化活用事業の結果について

③ごみ収集の有料化について

【環境課長】

②水質検査を実施した結果、全要素で40%、全リンで30%程度の改善が見られ今後も面積の拡大を念頭に事業を継続して実施する。

③町民皆様と事業者が一体となって取組に努力することができれば有料化は回避できるものと考えている。

他に「大中山小学校建替え時に町民プールは併設できるかについて」を質問している。

Q 郷土の歴史に関する保護と発信について

A 史跡を保存することへの協力を得るために史跡マップの配布方法を検討したい

佐野 史人 議員

郷土の歴史遺産の保護と発信をどのように進めるのか。

①新幹線開業を控え、七飯町をアピールするために歴史探索を主眼に訪れる方への観光地図の配布や大型看板の設置について

②開発による消失が懸念される流山や庚申塚等の対応策について

③歴史館専門職員やスタッフの充実について

【生涯教育課長】

①文化財史跡マップは歴史館を訪れる方々に配布しているが、広く発信し周知を図るためにマップの配布場所を検討してまいりたい。

③歴史館は、生涯教育を実践していくための恒久的施設でなければならぬと考え、郷土史研究会や歴史館友の会の協力を得ながら充実した事業を進めてまいりたい。

Qラムサール条約加盟後の取組について

多くの登録地では、ビクターセンター・観察センターを整備しているが、町はどのように取組もうとしているのか、お伺いしたい。

【環境生活課長】

町としては、協議会発足時から事務局を受け持ち主に協議会の運営や加盟団体の調整を行ってまいりました。

ラムサール条約登録湿地関係市町村会議へ十一月に加盟、北海道ラムサールネットワークへ六月に加盟し他の登録地との意見交換・

交流を通して、各地で抱える問題点や大沼に生かせる情報等を収集しています。多くの登録地では建物等のハード部門が充実しているその建物を拠点として見学者や観光客また環境学習等に使用するなど大変充実したものとなっている。

当町としても大沼に生息する野生鳥獣の観察や自然環境の魅力を再認識していただくため、また子供たちの環境学習の拠点、観光振興にも有効活用できる施設と認識している。設置場所の選定に最低でも一年から二年の期間を要するものと考え設置場所候補選定後、ビクターセンター・観察センター等の整備を国・道へ要請してまいりたいと考えております。

他に「臨時職員等、非正規職員の地位及び賃金等の改善と将来にわたる計画について」を質問している。

Q TPPからの即時撤退を求める町長の姿勢を明確に

A 重要5品目が守れないのであれば七飯町として早期撤退を求める

上野 武彦 議員

安倍首相は、3月15日、TPPへの参加を表明し、その際国民に次の2つの約束をしている。

- 1. 国民への丁寧な情報を提供する。
2. 強い交渉力で、守るべきものは守る。

しかし、情報提供では、秘密保持契約に署名し、交渉経過については一切公開出来ないとした。

また、交渉力で守るとしたことについては、アメリカのアトランティス代表の書簡によるとは、「我々は、日本との2国間協議において、すべての物品を交渉の対象にすること、及び、他の交渉国とともに高い水準で包括的な協議を達成していく事を確認した」と述べており、すでに、重要5品目の関税撤廃の方向まで含めてまでの交渉となっている。

七飯町は、果樹や野菜、米、花卉、酪農など農業を基幹産業としている町であるが、TPPにより関税が撤廃された場合どのような影響があるのか伺いたい。

【農林水産課長】

関税が撤廃された場合の北海道への影響を元に試算した。七飯町内で直接かわる品目は、重要5品目のうち米、牛肉、乳製品の3品目で、米は90%の減で4億5千万円、牛肉は82%の減で4億6千740万円、乳製品は72%の減で6億480万円、3品目合計で15億2千220万円のマイナスになると試算しているが、これは関連産業や地域経済への影響額は加味していない。

【町長】

TPPへの参加で食糧基地としての北海道、これがだめになるといわれている。道東方面の酪農が打撃を受けた場合、仮に野菜に転換した時には当町の野菜がだめになる。七飯町の農家を守っていくという立場から即座に撤退してもらいたいと思う。

【再質問】

重要5品目は、米、麦、牛肉、豚肉、乳製品、甘味資源料ですが、関連品だけで586品目になるが、政府はすでにこの586品目の中からどこまで譲歩するかという撤廃する品目の選定にまで入っているという動きになっているといわれている。アメリカの姿勢はこれらの品目の関税維持を認めていない。

【農林水産課長】

重要5品目が守れないのであれば、七飯町として早期撤退を求める考えである。

他に「後期高齢者医療制度について」を質問している。

Q 地域の活性化について

A 地域産業振興財団と連携を密に経営、起業者育成、相談支援していく

神崎 和 枝 議員

Q 町長の管理職に対する指導力不足がもたらした失政であり補助金支出は防げたのではないかと

A 連携不足を反省し、諸問題を共有し改善を図っていく

中島 勝也 議員

一般質問

わが町、千載一遇のチャンスである北海道新幹線開業効果など大いに活かし元気な街づくりを推進するため産業の発展、活力アップが欠かせない。町には、豊富で優れた資源があるが、十分に活かしきれていない状況であり、その優れた資源の発見、気付けさせ、生かす、突破口を開く多彩なアドバイザーによる経営・起業、6次産業化などへの相談ができる支援を押し進め、行政としての応援体制をしっかりとして整えることも必要と考える。

現在公益財団法人函館地域産業振興財団の支援を受け、地場農産品の新商品を開発し、6次産業化の先駆者として経営しているところもあるが、財団法人地域総合整備財団の新技術地域資源開発補助事業、人材活用支援事業など本制度の活用事例がなかった。事業者十分に認知されてなかった可能性もあり、新たな制度や有効な事業についての情報収集、より一層の周知を図ってまいりたい。

【政策推進課長】
役場等公共施設の白熱球を昨年LEDに交換。新たに建設の施設には省エネルギー手法で設備を導入。課題は、白熱球は電球を交換するだけで済むが、蛍光灯はそうはいかない。導入にはコストが掛るが、設備の維持経費と、減価償却等考慮して、環境省や国土交通省等の補助金や交付金、エスコ事業等視野に入れて研究し、できることから省エネ対策を進めていく。

また、産業競争力強化法案の中に、小規模事業者に焦点をあてる。観光資源を活かした事業や、開発支援、小規模事業者の相談にワンストップで対応するしくみや専門家派遣をうけられる体制が構築されるなど、地元産業に関わることも多い政策もある。いち早く企業への周知や活用支援する考えは。

【町長】
街灯のリースの件ですが、都市局サイドの補助金で街灯・庁舎内等のLED照明に変えられるとの情報もあり、活用できるのであれば「省エネに気を使った七飯町」としてアピールしてまいりたいと考えている。

【再質問】
競売物件と分かった時点で補助金支出の中止は出来なかったのか伺いたい。

【副町長】
課長会議において報告し情報を共有していただければ防げたのではないかと、また、新しい知恵が生まれてきたのではないかと思う。今後、課長会議等において、諸問題を共有し合うような形をとっていききたい。

【町長】
街灯のリースの件ですが、都市局サイドの補助金で街灯・庁舎内等のLED照明に変えられるとの情報もあり、活用できるのであれば「省エネに気を使った七飯町」としてアピールしてまいりたいと考えている。

【副町長】
競売開始決定日、平成24年8月13日。浄化槽設置周、平成24年12月17日。補助金交付申請、平成25年1月10日。交付決定通知書交付、平成25年2月22日。補助金交付、平成25年3月1日。

【再質問】
課長会議において報告し情報を共有していただければ防げたのではないかと、また、新しい知恵が生まれてきたのではないかと思う。今後、課長会議等において、諸問題を共有し合うような形をとっていききたい。

【副町長】
課長会議において報告し情報を共有していただければ防げたのではないかと、また、新しい知恵が生まれてきたのではないかと思う。今後、課長会議等において、諸問題を共有し合うような形をとっていききたい。

【副町長】
競売開始決定日、平成24年8月13日。浄化槽設置周、平成24年12月17日。補助金交付申請、平成25年1月10日。交付決定通知書交付、平成25年2月22日。補助金交付、平成25年3月1日。

【再質問】
課長会議において報告し情報を共有していただければ防げたのではないかと、また、新しい知恵が生まれてきたのではないかと思う。今後、課長会議等において、諸問題を共有し合うような形をとっていききたい。

【副町長】
課長会議において報告し情報を共有していただければ防げたのではないかと、また、新しい知恵が生まれてきたのではないかと思う。今後、課長会議等において、諸問題を共有し合うような形をとっていききたい。

【町長】
街灯のリースの件ですが、都市局サイドの補助金で街灯・庁舎内等のLED照明に変えられるとの情報もあり、活用できるのであれば「省エネに気を使った七飯町」としてアピールしてまいりたいと考えている。

横田 有一 議員	ほかにも、次の議員から一般質問が出されている。
1	公共施設のAEDの使用状況について
2	ゴミ収集委託業務について
3	町民の声に対し速やかに反映を
4	学童保育クラブの指定管理者の応募なしについて

議案審査の結果報告

平成25年9月12日第3回定例会において当委員会に付託された事件について審査した結果を、下記のとおり報告する。

総務財政常任委員会

1、事件名

平成25年議案第42号 七飯町職員の再任用に関する条例の制定について

2、審査の経過

平成25年9月30日、10月15日、11月7日、11月26日の4日間、委員会を開催し、総務課長の出席を求め、審査を行った。

3、決定及び理由

(1) 決定 原案可決

(2) 理由

当委員会に付託された七飯町職員の再任用に関する条例(以下「条例」という。)は、平成26年度以降、公的年金の報酬比例部分の支給開始年齢が60歳から65歳まで段階的に引き上げられ、定年退職する職員に無収入

ることに伴い、国や一部の地方公共団体では再任用制度を導入しているが、北海道14町村のうち、七飯町を含め17町村で条例を制定していない。

本条例の主な内容は、①定年退職後の職員を地方公務員法(昭和25年法律第261号)第28条の5に規定する再任用短時間勤務職員として採用する。②職員の勤務成績が良好な場合は、職員の同意を得て任期の更新ができる。③任期の末日は、65歳に達する日以降における最初の3月31日以前とする

と規定している。なお、本条例の趣旨が雇用と年金の接続であることから、附則において、任期の

末日に関する特例を設け、報酬比例部分の支給開始年齢に合わせるため、平成28年3月31日までは61歳、平成31年3月31日までは62歳、平成34年3月31日までは63歳、平成37年3月31日

までは64歳と段階的に引き上げると規定しており、65歳は平成38年度以降となる。次に、関連条例の一部改

正は次のとおりである。職員の定年等に関する条

例の改正は、本条例の制定に伴い、本則の再任用に関する規定を削除するものである。

職員の勤務時間、休暇等に関する条例の改正は、本条例に基づく再任用短時間勤務職員の1週間の勤務時間を15時間30分から31時間までとし、年次有給休暇については勤務日数に応じて日数などを規定するものである。

職員の給与に関する条例の改正は、本条例に基づく再任用短時間勤務職員の給料月額が25万7千600円(国家公務員再任用職員の3級の基準)に勤務時間に応じた割合を乗じて得た額とし、期末勤勉手当は1.45月、勤勉手当は0.65月を支給し、扶養手当、特殊勤務手当、住居手当、管理職特別勤務手当、宿日直手当、管理職手当は支給しないと規定するものである。

企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の改正は、扶養手当、特殊勤務手当、住居手当、管理職特別勤務手当、管理職手当は支給しないと規定するものである。具体的には、条例と併せ

て改正する職員の勤務時間、休暇等に関する条例施行規則において、再任用短時間勤務職員の勤務日数を1週間当たり23時間15分と定めることから、年次有給休暇は12日、給料月額は15万4千500円となる見込みとなっている。

以上のことを留意のうえ、条例の内容を審査したところ、条例は公的年金の報酬比例部分が段階的に65歳まで引き上げられ、退職する職員に無収入期間が生じるため、国において雇用と年金を確実に接続するよう閣議決定されたことに伴い、本条例を制定しようとするものであることから、

採決の結果、出席委員の全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

なお、七飯町の再任用制度の運用にあたっては、国からの通知にもあるように、再任用制度の下、意欲と能力のある人材を幅広い職域で最大限活用できるよう努めるとともに、職員の培ってきた多様な専門的知識や経験について、公務内で積極的に活用できる環境を整備することに併せ、加齢に伴う身体機能の低下が職務遂行に支障を来すおそれがある職種に従事する職員については、その職務の特殊性を踏まえた検討を行うことを望むものである。

常任委員会活動報告

〔所管事務調査〕要旨を掲載

総務財政

《調査事項》

- 国際交流事業について
- 税等の収納対策について
- 特色あるまちづくりについて

〔調査の目的〕

七飯町は、国際交流のつどいやアメリカ・コンコード町との姉妹都市提携、国際交流財団の設立など国際交流事業が盛んであることから、当町と事業が類似している箕面市を行政視察先

として訪問し、国際交流事業の取り組みについて調査した。

税等の収納対策は、各自自治体において重要な課題であることから、箕面市及び栗東市を行政視察先として訪問し、独自の収納対策の取り組みについて調査した。

特色あるまちづくりについては、それぞれ創意工夫をして地域の活性化やPRのため取り組んでいることから、栗東市を行政視察先として訪問し、栗東市の公式ホームページを活用したPRの取り組み等について調査した。

〔調査の内容〕

1. 箕面市の概要

箕面市は、大阪府の北西部に位置し、市の北部は北摂山地が東西に連なり、南部は東西に千里丘陵、中央部に平野部が広がり、面積は47.84平方kmを有している。市の平成25年10月1日現在の人口は13万3千710人であり高齢化率は22.4%となっており、世帯数は5万7千696世帯である。

市の平成25年度一般会計

当初予算は391億600万円と当町の約4倍であり、特別会計が6会計で1千317億9千100万円、企業会計は3会計で157億9千100万円であり、特別会計のうち競艇事業特別会計が1千38億円となっている。

市の歴史は縄文時代にさかのぼり、千里丘陵などから縄文時代の土器や石器が発見されており、数千年前から人々が住んでいたことを知らせている。その後の時代を経て、明治4年の廃藩置県では大部分が兵庫県に属していたが、同年の11月には大阪府の管下に属している。昭和23年に町制施行により箕面町となり、昭和31年には豊川村と合併し、府下24番目の箕面市が誕生し、以後人口は増加しており、また、市域に明治の森国定公園を有していることから、自然に恵まれた住宅都市として発展している。

2. 箕面市の国際交流事業について

(1) 国際交流事業の経過について

箕面市の国際交流は、も

と多く多くの外国人が居住しており、市民との交流が日常的に行われていたことから、昭和53年に「箕面市人権啓発推進協議会」が設立され、昭和55年には近隣自治体とともに職員の採用試験において全職種の国籍条項を撤廃し、昭和62年に「箕面市国際交流検討懇談会」が設置され、国際交流事業の推進にあたっての基本的な考えを整理して、ホストファミリー事業など本格的な国際交流事業が開始されている。

その後、昭和63年に箕面市国際交流基金の設置、箕面市国際交流友の会が発足、平成4年に(財)箕面市国際交流協会を設立、平成6年に「箕面市国際化推進指針」を策定、平成7年にニュージールランド・ハット市と国際協力都市提携、平成15年にメキシコ・クエルナバカ市と国際友好都市提携を盟約して今日に至っている。

箕面市の国際交流は、市民が主体の国際交流がメインであり、箕面市はその活動に対して支援するという

スタンスで国際交流を推進している。

(2) 国際交流事業の内容について

箕面市の国際交流事業は、ニュージールランド・ハット市青少年交流事業とメキシコ・クエルナバカ市・モレロス大学箕面研修生受入事業が主なものである。

ニュージールランド・ハット市とは、箕面市がオセアニア地域との交流を検討し、ハット市が日本との交流を希望していたことから、市が主体に交流を進め、

平成6年から相互交流を行っている。

ハット市からは青少年をはじめ、英語指導助手・スポーツ団体などが箕面市を訪問し、箕面市からは主に中高生を派遣していたが、平成22年度からは中止している状況である。

メキシコ・クエルナバカ市とは、平成4年に市民がモレロス大学の研修生をホストファミリーとして受け入れたことをきっかけに、市民主体の交流が進み、モレロス大学からは毎年学生を研修生として受け入れ、箕面市からは不定期にメキシコ市民交流ツアーを組んでクエルナバカ市を訪問している。

また、多文化共生事業として、外国人市民への保健・医療サポートセミナー、日本語よみかき教室、来日・帰国の子どもの居場所事業を行っている。

(3) 国際交流協会について
箕面市は、国際交流事業を積極的に推進するため、平成4年に箕面市から6億円の出捐金により財団法人箕面市国際交流協会を設立

している。

箕面市国際交流協会の現在の会員数は、個人会員(1口2千円)99名、個人寄付会員(1口3千円)245名、法人会員(1口1万円)20団体であり、自主事業と受託事業のほか、箕面市との共催事業を推進している。

箕面市国際交流協会は、平成25年に財団法人から公益財団法人に移行するとともに、平成25年5月からは新しく開館した箕面市立多文化交流センターの指定管理を受託し、同施設を拠点に国際交流事業を展開している。

(4) 箕面市国際化指針について
箕面市は、国際交流事業の推進に関して基本的な事項をまとめた「箕面市国際化推進指針」を平成6年に策定し、平成13年にはこれまでの指針の精神を引き継いだ「箕面市国際化推進計画」を策定、平成18年度には5年間を計画期間と定めた「第2期箕面市国際化推進計画」を策定、平成24年には「箕面市国際化指針」を策定し、国際交流協会と協働

している。



しながら国際化施策を推進している

3. 箕面市の税等の収納対策について

(1) 箕面市の税収の状況について

平成24年度の箕面市の税収は、全体で225億円であり、うち現年課税分222億円、滞納繰越分が3億円となっており、収納率は全体で93.0%、現年課税分で98.5%、滞納繰越分で17.1%となっており、過去5年間においてほぼ横ばいではあるが高い収納率となっている。

税収のうち、個人市民税、法人市民税、固定資産税の3税で196億円と全体の87%を占めており、他にも都市計画税20億円、たばこ税8億円となっている。

また、平成24年度一般会計決算で市税の占める割合は52.8%であり、歳入全体の自主財源比率が64.8%であることから、市税は自主財源比率の80%以上を占めており、市税の収納は、重要な課題となっている。

(2) クレジットカード収納について

箕面市の市税等の収納方法は、窓口納付のほか、口座振替、コンビニ収納などの環境を整備しているが、「納税場所に出向くことなく、365日、24時間納付できる環境の構築」を政策課題に掲げ、低コストかつ実現の可能性が高い「インターネット環境を利用したクレジットカード収納」について検討し、平成25年度から運用を開始している。

箕面市のクレジットカード収納は、指定代理納付者（カード発行事業者）との契約により、納税（付）者の手続きに基づきカード決済された市税等が指定納付代理者から市に納付され、納税（付）者は指定代理納付者の請求によりカード決済された金額を支払うシステムであり、カード決済に係る手数料は納税（付）者の負担としている。

指定代理納付者の選定方法は、箕面市が公平性の観点から原則、随意契約を不可としていることから、公募による競争入札方式のうち「総合評価落札方式・入札後資格確認型」一般競争

入札を採用している。

総合評価落札方式は、指定代理納付者の健全な財務体質、法令遵守はもとより、企業倫理や社会貢献等の実践、更には、個人情報を取り扱うことから高い情報セキュリティ技術での運用が必要であることから、財務体質等、企業の実績・能力、地域精進度、品質保証への取組み、福祉への配慮、特定提案などを評価項目として、品質と金額との両面から評価している。

また、入札後資格確認型は、短期間で資格確認書類、業務提案書及び落札額を積算することは、入札参加者を制限する可能性があるとともに、箕面市の負担も大きいことから評価点の最も高い者から資格を確認し、資格を満たす者があつた段階で落札者を決定することとしている。

平成25年2月に上記の内容を踏まえた仕様書を作成し公募した結果、箕面市の仕様を満たせる事業者は「YAHOO! JAPAN」の1社であり、選定委員が選定基準に基づく採点及

び資格審査をした後、全ての要件を満たしていることを確認した上で「YAHOO! JAPAN」と契約している。

委託期間は平成28年3月末までの3年間であり、予定価格は総額で市税等が91万5千円、上下水道料金が657万7千500円となっている。平成25年度は、軽自動車税と国民健康保険料をスタートさせ、平成26年度は、固定資産税及び市民税をスタートさせる予定である。

また、「YAHOO! JAPAN」は、YAHOO!ポインタでの納付を可能としていることも今後の利用拡大に繋がると考えられている。

4. 栗東市の概要

栗東市は、滋賀県の南部に位置し、北部は平坦地、南部は緑豊かな山地となっており、国道1号・国道8号

の通過、名神高速道路栗東インターチェンジの設置など交通の要衝として、数多くの製造業・流通業などの企業が立地している。また、平成3年にはJR

琵琶湖線栗東駅が開設されたことにより、京阪神への通勤圏として大規模な住宅整備が進み、人口の増加が続いており、平成13年10月には県下8番目の市制を施行している。

市の平成25年10月1日現在の人口は6万6千741人であり高齢化率は16.2%となっており、世帯数は2万5千364世帯、面積は52.75平方kmである。

市の平成25年度一般会計当初予算は39億1千600万円と当町の約4倍であり、特別会計は10会計で128億500万円となっている。

市の歴史は縄文時代にさかのぼり、市内のいくつかの遺跡で縄文時代の土器や石器が発見されており、弥生時代の頃には、県下で最も早い時期に水田耕作は開始され、「ムラ」が形成され、その後「クニ」を発展している。

その後の時代を経て、明治4年の廃藩置県によって5区に分割され、その後の幾度かの小統合や合併が行われたのち、昭和29年の町村合併促進法によって4カ

村が合併し、栗東町が誕生している。

現在も東海道・中山道の旧街道をはじめとした歴史的景観も多く存在しており、地域特性を活かした個性豊かで魅力ある事業を展開し「いつまでも住み続けたい」安心な元気都市「栗東！」の実現に向け、まちづくりに取り組んでいる。

5. 栗東市の特色あるまちづくりについて

(1) 栗東市の魅力をPRする元気創造動画事業について
元気創造動画は、元気創造事業として、市民や団体、自治会からまちの見所（景観・伝統行事等）・元気な活動など、栗東市の魅力をPRする動画を募集し発信することで、まちの魅力を

市民の手で掘り起こし、市民・行政・団体・事業者等の協働によるまちづくりを推進することを目的に平成24年10月から動画を募集している。

応募作品は、1分以内でまちの見所、元気な活動を通じて、栗東市の魅力をPRする動画を栗東市のホー

ムページでインターネット上に公開し、栗東市の魅力を市内外に発信している。

栗東市は、応募作品に対して動画制作に係る経費及び謝礼については支出しないこととしており、動画の著作権は製作者に帰属しているが、栗東市は、PRの目的の範囲内において応募作品を無償で使用できるとしている。

栗東市のホームページでは、現在の元氣創造動画として4作品の応募作品、タイトル、撮影場所、作品の解説及び制作者名を掲載している。

掲載できない動画として、法令・条例等に違反するものや公序良俗に反するものなどを定めているため、政策推進部長など6名の審査員により応募作品の掲載の可否について判定している。

また、栗東市はホームページで市長が毎月市内に出かけて、まちの魅力を紹介する市長メッセージ動画版、まちのできごとを紹介する動画ニュースを掲載しており、まちの魅力発信するた

め、動画を積極的に活用している。

(2)「馬のまち・栗東市」について

昭和44年に日本で最初のJRA栗東トレーニングセンターが開場して以来40年以上が経過しており、日本に2カ所しかないJRAのトレーニング・センターのあるまちとして、「馬のまち・栗東市」は貴重な地域資源であり、かつ大きなブランドとして全国的な知名度を誇っている。

栗東市は、このような資源をまちの活性化につなげるため、庁舎内に「馬事業推進係」を設置して、「馬のまち・栗東」を前面に出した地域振興事業に取り組んでいる。

その一つとして、昭和55年から始まったJRA主催の「馬に親しむ日」を毎年春に馬と親しむ地域イベントとして、乗馬試乗会・伝統的馬事行事の紹介・現役騎手の騎乗によるポニー競馬、施設見学会などを開催し、栗東市も参画する中で、市民意識の高揚を図っている。

また、平成23年度は「市制施行10周年記念展示会」競馬史を彩る栗東の名馬たち」の開催、平成24年度は「栗東市図書館開館25周年記念展示会」栗東で育った名馬たち」を開催するとともに、平成25年度は重点事業の元氣創造事業として、「馬に親しむ日」の参画拡大、歴史民俗博物館・企画展「馬のまち栗東」の開催、栗東ステークスなどの冠レースの日には、京都競馬場で観光物産展を開催しているほか、新しい取り組みとして「馬のまち栗東」ふるさととりっとう応援寄付」を新設し、馬のまちとしてPRに相応しい事業に充当することとし、寄附者には、JRA栗東トレーニング・センターの協力のもと、競走馬の調教ゼッケンを贈呈している。

6. 栗東市の税等の収納対策について

(1)栗東市の市税等の収納状況について

平成24年度の栗東市の税収は、全体で119億円であり、うち現年課税分118億円、滞

納繰越分が1億円となっており、収納率は全体で94.9%、現年課税分で98.7%、滞納繰越分で18.2%となり、過去5年間においてほぼ横ばいではあるが高い収納率となっている。

税収のうち、個人市民税、法人市民税、固定資産税の3税で103億円と全体の87%を占めており、他にもたばこ税8億円、都市計画税6億円となっている。

(2)共同徴収による収納対策について

特徴ある収納方法として、栗東市は、平成20年度に設立した滋賀地方税滞納整理機構に加入しており、「滋賀県職員の市町への派遣による個人の住民税等の共同徴収に関する要綱」に基づき、滋賀県の徴税吏員と加入している市町の徴税吏員が協働して住民税等を中心とした市町税の滞納整理の促進に徴収を行っている。

この共同徴収は、県及び市町の徴税吏員が共同徴収先の市町で共同徴収チームを編成して、共同徴収先の徴収業務を集中的に行うものである。

従って、県の徴税吏員のほか栗東市の徴税吏員が他市町で徴収業務に従事する反面、栗東市に県の徴税吏員のほか他市町の徴税吏員が栗東市の徴収業務に従事することとなる。

滞納処分執行状況は、平成24年度で236件であり、うち預金・国税還付金の債権が226件と95%以上占めており、他の動産などを行っている。

なお、平成23年度の滞納処分の執行状況は129件であるが、この年は、前述の共同徴収で、栗東市の徴税吏員が他市町で徴収業務に従事していたため、栗東市での徴税吏員が不足していたことによる結果である。

(3)今後の収納対策について

栗東市は、市内に新幹線新駅の誘致を進め起工まで行っていたが、滋賀県知事の方向転換により、新幹線新駅の建設が中止となったことから、新幹線新駅周辺の土地利用の転換も余儀なくされ、それに伴い財政が悪化したことにより、財政健全化のための集中改革プランを策定している。

また、箕面市は「箕面市国

平成25年度当初予算では、市税は約125億円を計上しており、全体の約31.1%であるが、これは前述に記載した新幹線新駅の建設中止の影響による土地開発公社の解散に伴う市債を約160億円計上しているためで、

平成24年度で236件であり、うち預金・国税還付金の債権が226件と95%以上占めており、他市町の徴収業務に従事していることにより、税等のシステム改修に併せて、平成27年度からコンビニ収納を実施する予定である。

7. まとめ

箕面市の国際交流事業は、国際協力都市・国際友好都市の締結、国際交流協会の設立、多文化交流センターの指定管理など、七飯町の国際交流事業と類似している部分もあるが、箕面市は市民主体の国際交流がメインとなっていることが大きな違いである。

また、箕面市は「箕面市国

国際化指針」を策定し、国際化

に関する基本理念を定めて、国際施策を行政と市民、国際交流協会など関係機関と連携して国際交流事業等の推進を図っているが、七飯町においても国際交流に係る基本理念を示す上で国際化に関する指針又は計画が必要と考える。

栗東市は、ホームページに動画を活用したまちづくりを積極的に行っている。研修項目である「元気創造動画」の募集は、募集要領において、動画制作に係る経費を制作者の負担とするなどを定めており、応募件数は少ないものの地域の景観や活動などを紹介し、市民参加により栗東市の魅力をPRすることは重要なことである。

また、栗東市長自らが毎月地域に出向き、栗東市の魅力を市長メッセージ動画版としてPRしており、インターネットが普及し、各自治体がホームページを開設している現代社会では、七飯町もホームページで動画を活用したまちの魅力発信について大いに参考にな

ると考える。

次に、各自治体の課題である税等の収納対策については、七飯町もコンビニ収納やインターネット公売など積極的な滞納処分により、収納率は向上しているが、視察先の箕面市及び栗東市とも現年課税分の収納を主眼において、高い水準で収納率を維持している。

栗東市の市税等の納付環境は、コンビニ収納を平成27年度から実施する予定であり、必ずしも整っているとは思われないが、高い収納率は、滋賀県及び他自治体との共同徴収のほか職員の徴収努力によるものとしている。

箕面市の市税等の納付環境は、コンビニ収納をはじめ従来からの窓口収納、口座振替などと整っているものと考えられるが、さらなる収納率の維持・向上を目指すとして、数年前から調査検討を行い、専門的な知識を会得した後にクレジットカード収納の事業に着手している。

このクレジットカード収納は、平成25年度から始め

たばかりで導入効果の判断は付かないが、納税(付)者の利便性を考慮した納付環境の整備であり、導入効果を検証しながら、七飯町としても参考にできるものと考えられる。

行政視察先の箕面市及び栗東市は、首長及び職員の見解が政策につながっているなど、現状に捉われない積極的な行政運営によりまちの活性化を図ろうとしていることが伺えることから、七飯町においても、町長はもとより職員及び町民参加による積極的な行政運営を望み、総務財政常任委員を行政視察の報告とする。

民生文教

《調査事項》

- ・介護サービス事業の実態と今後の展望について
- ・障がい者に対するサービス事業の実態と今後の展望について

〔調査の目的〕

介護サービス事業の現状と今後の展望については、65歳以上の介護保険第1号

被保険者数が年々増加していることから、介護保険における介護サービス事業の現状を把握するとともに今後の介護保険事業計画の方針について調査を行った。障がい者に対するサービス事業の現状と展望については、事業ごとのサービスの内容を把握するとともに七飯町独自のサービスを提供することを調査を行った。

1. 介護サービス事業の実態と今後の展望について
(1) 介護保険第1号被保険者数及び介護事業費の推移について

介護保険制度は、加齢による心身の変化に起因して要介護状態になった要介護者が、尊厳を保って日常生活を営むための、保健・医療・福祉サービスを給付するための、国民の共同連帯の理念に基づき、要介護者を社会全体で支える仕組みとして平成12年4月に導入されている。

過去5年間(平成20年度～平成24年度。以下同じ)における介護保険第1号被

保険者数は(表1)のとおりであり、平成24年度は平成20年度と比較して68人(9.3%)の増加となっており、うち75歳以上は49人(13.1%)の大幅な増加となっている。

次に、過去5年間における介護保険事業費は(表2)のとおりであり、平成24年度は平成20年度と比較して、保険給付費全体で2億7千506万8千円(17.0%)の大幅な増加となってお

〈表1〉介護保険第1号被保険者数の推移

区 分	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
65歳以上75歳未満	3,772	3,733	3,711	3,801	3,989
75歳以上	3,567	3,720	3,833	3,970	4,036
合 計	7,339	7,453	7,544	7,771	8,025
対 前 年 度 増 減	-	114	91	227	254

〈表2〉介護サービス事業費(保険給付費)の推移

科 目	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
介護サービス等諸費	1,400,049	1,446,771	1,490,120	1,594,054	1,624,025
介護予防サービス等諸費	102,727	123,595	121,597	128,525	133,144
その他諸費	1,547	1,613	1,709	1,745	1,770
高額介護サービス等費	38,015	42,067	42,003	44,821	45,370
高額医療合算介護サービス費	0	4,769	4,580	2,368	5,078
特定入所者介護サービス等費	74,393	77,296	77,459	82,438	82,413
保険給付費計	1,616,731	1,696,111	1,737,468	1,853,952	1,891,799
対 前 年 度 増 減	-	79,380	41,357	116,484	37,847

※千円未満四捨五入のため、合計と一致しない場合がある。

り、特に、介護サービス等諸費は2億2,397万6千円(16.0%)、介護予防サービス等諸費で3,417万7千円(29.6%)それぞれ増加している。

(2)介護サービスの内容、対象者数及び利用状況について

介護サービス事業は、大きく居宅介護サービス、介護予防サービス、地域密着型サービス、施設サービス、地域密着型サービスの5つに分けられるが、平成24年度の全体の利用状況は10万7千68(日・件)であり、平成23年度と比較して2万2千520(日・件)、26.6%増加しており、利用者が多い主なサービスの内容は次のとおりである。

- ①通所介護(デイサービス) 通所介護は、通所介護施設に通ってきてもらい、入浴・排せつ・食事等の介護、生活等について相談・助言、健康状態の確認等の日常の世話と機能訓練を提供するサービスで、対象者は要介護1～5、要支援1～2の人である。
- ②通所リハビリテーション(デイケア)

通所リハビリテーションは、老人保健施設などに通ってきてもらい、理学療法、作業療法等の必要なりハビリテーションを提供するサービスで、対象者は要介護1～5、要支援1～2の人である。

③訪問介護(ホームヘルプ) 訪問介護は、ホームヘルパーが居宅を訪問し、入浴・排せつ・食事の介護、調理・洗濯・掃除等の家事、生活等に関する相談・助言等の必要な日常生活の世話を行うサービスで、対象者は要介護1～5、要支援1～2の人である。

④短期入所生活/療養介護(ショートステイ) 短期入所生活/療養介護は、福祉施設や医療施設に短期間入所して、日常生活上の世話や機能訓練を行うサービスで、対象者は要介護1～5、要支援1～2の人である。

⑤認知症対応型通所介護 認知症対応型通所介護は、通所介護施設に通ってきてもらい、入浴・排せつ・食事等の介護、生活等について相談・助言、健康

状態の確認等の日常の世話と機能訓練を認知症の症状進行の緩和に資するように目標を設定し、計画的行う地域密着型サービスで、対象者は要介護1～5、要支援1～2の人である。

⑥小規模多機能型居宅介護 小規模多機能型居宅介護は、通いを中心として、利用者の様態や希望に応じて、随時訪問や宿泊を組み合わせたサービスを提供し、居宅における生活の継続を支援する地域密着型サービスで、対象者は要介護1～5、要支援1～2の人である。

⑦第6期介護保険事業計画の見直し及び国の動向について 第5期介護保険事業計画(以下「第5期計画」という。)は、平成24年度から平成26年度までを期間とする3カ年計画であることから、平成27年度から平成29年度までの第6期介護保険事業計画(以下「第6期計画」という。)を平成26年度中に策定することとなる。

第6期計画の策定スケジュールは、平成26年7月頃から住民アンケートを実施

し、順次現計画の評価、策定委員会の設置、計画素案の作成後パブリックコメントを実施し、平成27年3月までに本計画を策定する予定である。

第6期計画では、「地域包括ケア計画」として、第5期計画で開始した地域包括ケアシステムの実現のための方向性を継承しつつ、在宅医療介護連携等の取組みを本格化するとともに、平成38年度(第7期計画)第9期計画)までの中長期的なサービス・給付・保険料の水準も推計して記載し、中長期的な視野に立った施策の展開などが論点と捉えている。

また、国は、平成25年8月に介護保険制度の見直しに係る閣議決定をしており、その主な項目は次のとおりである。

- ①在宅医療及び在宅介護の連携の強化
- ②高齢者の生活支援及び介護予防に関する基盤整備
- ③認知症に係る施策
- ④地域支援事業の見直しと併せた地域の実情に応じた要支援者への支援の見直し

⑤一定以上の所得を有する者の利用者負担の見直し

⑥補足給付の支援の要件に資産を勘案する等の見直し

⑦特別養護老人ホームに係る施設介護サービス費の支給対象の見直し

⑧低所得者の第1号被保険者の介護保険料の負担軽減以上の項目について、想定される内容が示されているが、今後は詳細について国からの通知に基づき、第6期計画に反映されることとなる。

2. 障がい者に対するサービス事業の実態と今後の展望について

(1)障がい者数及び障がい者サービス費の推移について

過去5年間に於ける障がい者数は、(表3)のとおりであり、平成24年度は平成20年度と比較して241人(15.1%)の増加となっており、うち精神障がい者は83人(70.9%)の大幅な増加となっている。

次に、過去5年間における障がい者サービス給付費は(表4)のとおりであり、平成24年度は平成20年度と比較して、給付費全体で2

億2,549万9千円(75.6%)の大幅な増加をしているが、平成24年度に介護給付費が大幅に増加している理由の一つは、旧法施設支援からの移行によるものである。

(2)障がい者サービスの内

〈表3〉介護保険第1号被保険者数の推移

区分	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
身体障がい者	1,266	1,289	1,298	1,340	1,375
知的障がい者	209	225	230	222	258
精神障がい者	117	121	118	162	200
合計	1,592	1,635	1,646	1,724	1,833
対前年度増減	-	43	9	78	109

※身体障がい者は1級から6級まで、知的障がい者はA・B、精神障がい者は1級から3級までの合計である。

〈表4〉介護保険第1号被保険者数の推移

(単位:千円)

科 目	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
介護給付費	46,581	127,914	155,218	164,914	371,897
訓練等給付費	13,687	18,948	36,551	53,725	87,247
旧法施設支援(入所)	186,013	138,654	132,727	132,176	10,272
旧法施設支援(通所)	21,550	19,226	13,812	11,519	964
合 計	267,830	304,743	338,308	362,335	470,379
対前年度増減	-	36,913	33,565	24,027	108,044
※障がい児給付費	-	-	-	-	23,387

※端数処理(千円未満四捨五入)のため合計と一致しない場合がある。

※障がい児給付費は、障害者自立支援法の改正に伴い、平成24年度より計上されている。

型・B型
就労継続支援A型は、一般企業等で就労が困難な方に、雇用契約等に基づき活動の機会を提

④就労継続支援A型・B型
就労継続支援A型は、一般企業等で就労が困難な方に、雇用契約等に基づき活動の機会を提

③施設入所介護
施設入所介護は、施設に入所する方に夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護等を行うサービスで、対象者98人(障害程度区分4(6)のうち70人が利用している)。

⑤計画相談支援
計画相談支援は、障がい福祉サービスを利用する障がい者にサービス利用計画を作成するサービスで、対象者195人(障がい者福祉サービス利用者、18歳以上)のうち45人が利用している。

⑥障がい児相談支援
障がい児相談支援は、障がい児通所支援利用者にサービス利用計画を作成するサービスで、対象者40人(障がい者福祉サービス利用者、18歳未満)のうち14人が利用している。

⑦第4期障がい福祉計画の見直し及び国の動向について
第3期障がい福祉計画

供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行うサービスであり、就労継続支援B型は、A型事業所での就労が困難な方に雇用契約等に基づかない活動の機会を提供するサービスで、対象者1千727人(18歳以上の身体障害者手帳、療育手帳、精神保健福祉手帳保持者)のうちA型は6人、B型は49人が利用している。

第4期計画では、第3期障がい者プラン(計画期間・平成24年度～平成29年度)との整合性を図るとともに、国においては、指針や障がい者等の心身の状況等の調査方法等のマニュアルを示すこととしているため、国の基本指針に即して対応することとしている。

また、国においては、平成25年度に障がい者の範囲に難病等を加えるとともに、平成26年度に障がい程度区分について、障がいの多様な特性その他の心身の状態に応じて必要とされる標準的な支援の度合いを総合的に示す「障がい支援区分」に

改めることや重度訪問介護の対象拡大、ケアホームのグループホームへの一元化が検討されており、国からの通知に基づき第4期計画に反映されることとなる。

5. まとめ
平成12年4月に導入された介護保険制度に基づき各自治体では介護保険事業計画を策定しており、現在は平成24年度から平成26年度の3カ年を計画期間とする第5期計画であるが、平成27年度から平成29年度を計画期間とする第6期計画も平成26年6月から策定作業に入ることになっている。

七飯町においても、介護保険制度に基づく施設及びサービスが充実しているとされるが、第6期計画では第5期で開始した地域包括ケアシステムの実現のための方向性を継承しつつ、在宅医療介護連携等に取り組む「地域包括ケア計画」が重要な位置付けとなることから、包括支援センターの機能充実とともにさらなる介護サービスの充実を図ることが望まれる。

(以下「第3期計画」という。)は、平成24年度から平成26年度までを期間とする3カ年計画であることから、平成27年度から平成29年度までの第4期障がい福祉計画(以下「第4期計画」という。)を平成26年度中に策定することとなる。

第4期計画は、平成27年3月までに本計画を策定する予定であり、ほぼ介護保険事業計画のスケジュールと同じである。

また、国においては、平成25年度に障がい者の範囲に難病等を加えるとともに、平成26年度に障がい程度区分について、障がいの多様な特性その他の心身の状態に応じて必要とされる標準的な支援の度合いを総合的に示す「障がい支援区分」に

改めることや重度訪問介護の対象拡大、ケアホームのグループホームへの一元化が検討されており、国からの通知に基づき第4期計画に反映されることとなる。

5. まとめ
平成12年4月に導入された介護保険制度に基づき各自治体では介護保険事業計画を策定しており、現在は平成24年度から平成26年度の3カ年を計画期間とする第5期計画であるが、平成27年度から平成29年度を計画期間とする第6期計画も平成26年6月から策定作業に入ることになっている。

七飯町においても、介護保険制度に基づく施設及びサービスが充実しているとされるが、第6期計画では第5期で開始した地域包括ケアシステムの実現のための方向性を継承しつつ、在宅医療介護連携等に取り組む「地域包括ケア計画」が重要な位置付けとなることから、包括支援センターの機能充実とともにさらなる介護サービスの充実を図ることが望まれる。

また、第6期計画に合わせ平成38年度まで中長期的なサービス・給付・保険料の水準も推計することとしていることから、社会情勢や人口動態の動向を見極めた計画の策定が望まれる。

今後、さらに在宅医療・在宅介護が介護サービスの柱になると思われるが、生きがいを持って、元気な日常生活を送るためには「元氣な高齢者を育てるプラン」を示すことが望まれる。

障がい者数は、年々増加傾向にあり、特に精神障がい者は4年間で約80%も増加していることから、障がい者に対する支援は的確なニーズの把握が重要である。

国においては、障がい者の範囲に難病等を加えるなど拡大するとともに、障がいの多様な特性等心身の状態に応じて必要とされる標準的な支援の度合いを総合的に示す「障がい支援区分」

改めることや重度訪問介護の対象拡大、ケアホームのグループホームへの一元化が検討されており、国からの通知に基づき第4期計画に反映されることとなる。

5. まとめ
平成12年4月に導入された介護保険制度に基づき各自治体では介護保険事業計画を策定しており、現在は平成24年度から平成26年度の3カ年を計画期間とする第5期計画であるが、平成27年度から平成29年度を計画期間とする第6期計画も平成26年6月から策定作業に入ることになっている。

また、第6期計画に合わせ平成38年度まで中長期的なサービス・給付・保険料の水準も推計することとしていることから、社会情勢や人口動態の動向を見極めた計画の策定が望まれる。

今後、さらに在宅医療・在宅介護が介護サービスの柱になると思われるが、生きがいを持って、元気な日常生活を送るためには「元氣な高齢者を育てるプラン」を示すことが望まれる。

障がい者数は、年々増加傾向にあり、特に精神障がい者は4年間で約80%も増加していることから、障がい者に対する支援は的確なニーズの把握が重要である。

国においては、障がい者の範囲に難病等を加えるなど拡大するとともに、障がいの多様な特性等心身の状態に応じて必要とされる標準的な支援の度合いを総合的に示す「障がい支援区分」

改めることや重度訪問介護の対象拡大、ケアホームのグループホームへの一元化が検討されており、国からの通知に基づき第4期計画に反映されることとなる。

5. まとめ
平成12年4月に導入された介護保険制度に基づき各自治体では介護保険事業計画を策定しており、現在は平成24年度から平成26年度の3カ年を計画期間とする第5期計画であるが、平成27年度から平成29年度を計画期間とする第6期計画も平成26年6月から策定作業に入ることになっている。

の創設や重度の肢体不自由者に加え、重度の知的・精神障がい者を重度訪問介護の対象に拡大することから、第4期障がい者福祉計画に反映することを望むものである。

以上、継続調査に係る報告とする。

《調査事項》

- ・介護サービス事業の現状について
- ・スポーツ施設の整備と管理運営について

〔調査目的〕

平成23年の介護保険法改正において、間もなく迎える超高齢化社会を見据え、高齢者が可能な限り住み慣れた地域でその有する能力に応じて自立した生活を営むことができるよう、医療、介護、予防、住まい、生活支援サービスが切れ目なく提供される「地域包括ケアシステム」の実現に向けた取り組みを進めることとされている。

このことから、全国に先駆け昭和63年度から「ねたきりゼロの町づくり」に取り組み、保健・医療・福祉

の連携による施策を展開してきた加西市を行政視察先として訪問し、介護サービス事業の現状について調査した。

当町のスポーツセンターは、昭和48年12月に供用開始しており、渡島管内でも早くに建設され、すでに40年が経過し、施設の狭隘化はもとより、老朽化によりさまざまな箇所の修繕が発生している状況であり、今後建替が検討される時期にきている。

また、各スポーツ施設は分散していることから、多様化する町民のニーズに対応していない状況にある。

このことから、当町と同規模の人口でありながら、多数のスポーツ施設を町内に所有し、その中でもプール・トレーニングルーム・スタジオ等を備え、業績が好調な公設民営の健康施設を有する稲美町を行政視察先として訪問し、スポーツ施設の整備と管理運営について調査した。

以上の調査項目について、次のとおり報告する。なお、加西市については、

台風26号の影響で当初搭乗予定の飛行機が欠航となり、予定していた10月16日午後からの行政視察は不可能となったため、翌17日午前に日程変更するとともに表敬訪問のみとなったことから、下記事項については、調査項目に基づき頂いた資料からの報告である。

1. 加西市の概要

加西市は、兵庫県の南部、播磨平野のほぼ中央に位置し、大阪市や神戸市から高速道路を利用すると1時間程度の距離にあり、播磨地方の中心都市姫路市のベッドタウンとして発展してきた市である。

人口は、平成25年10月1日現在で4万6千432人、世帯数は1万7千71世帯、1世帯当たりの人口は2.7人であり、面積は150.95平方kmである。

昭和42年4月1日に兵庫県下21番目の市として発足し、歴史的に早くから開けたところである。

明治以降は、播磨織のまちとして栄え、戦後は三洋電機が創業、家電製品の生

産が行われ企業城下町としてにぎわい、現在は環境対応車用のリチウムイオン電池の最新工場として「加西グリーンエナジーパーク」がオープンし稼働している。

一方、人口はピーク時の5万3千人から1割が減少している。少子高齢化とそれに伴う人口減少は全国的な時代の流れであるが、伝統文化や歴史、資源、地域の底力を最大限に生かしながら子育て支援策の充実やインフラ整備を進め、5万人都市の再生に挑んでいる市である。

2. 加西市の地域包括センターの運営状況について

加西市では、包括支援センターの機能の充実を図るため、平成18年度より、地域包括支援センターを直営で1か所運営しており、各圏域にランチとして一時相談窓口を4か所設置している。

この地域包括支援センターを中核機関として、高齢者の心身の健康保持・増進をはじめ、保健・医療・福祉

などの向上、さらには生活安定のために様々な関係者がその能力を生かし、相互に連携しながら、必要な援助や支援に努めている。

介護予防ケアマネジメン卜事業としては、二次予防事業対象者介護予防支援に地域包括支援センターの保健師が積極的に関わり、一定期間後(3か月間)の個別の支援計画と生活目標の達成状況の評価を実施している。

総合相談支援事業・権利擁護事業としては、地域の高齢者に対し、地域包括支援センターをワンストップサービスの拠点と位置付け、介護保険サービスにとどまらない様々な形での支援を行っている。

また、権利擁護が必要なケースや対応が困難なケースが増加しているため、相談の延べ件数も大幅に増え

ており、それらの相談に対応するために、職員の専門性を高めることに加え、関係機関がより一層連携できる体制を整えている。

この地域包括支援センター

3. 加西市の施設整備の現状と今後の考え方について
ひとり暮らし高齢者や高齢者のみ世帯の増加により、在宅での生活に不安のある高齢者が増加している。そのため、介護保険施設以外への入所施設として、市内にはケアハウス(2か所)、生活支援ハウス(1か所)がある。

また、住環境や経済的な問題により、居宅において生活することが困難な高齢者を対象に、市外の養護老人ホームへの入所措置を行っている。

一方、高齢者の健康増進や余暇活動に寄与するため、健康福祉会館、健康増進センターにおいては利用者の要望に沿った施設提供を行っている。

介護保険事業においては平成18年の法改正により、従来の居宅介護サービス及び施設サービスに加え、新たに地域密着型サービスが整備されたことにより、加西市においては第4期事業計画期間に、すべての生活圏域において小規模多機能型宅介護の整備をしている。

4. 稲美町の概要

稲美町は、兵庫県の中南部に位置し、人口は、平成25年10月1日現在で3万1千835人、世帯数は1万1千936世帯、1世帯当たりの人口は2.6人であり、面積は34.96平方kmである。

昭和28年に制定された町村合併促進法によって合併を進め、昭和30年3月31日に稲美町が発足した。

発足後、昭和33年に隣接する神戸市との合併を希望したが、昭和38年に住民から反対の声が上がり、合併を断念した。

町内には国道・鉄道の通過がなく、全体的に田園都市であるが、農業基盤の整備を強化しながら阪神地区のベッドタウンとして南部を中心に宅地開発が進められている。

また、町内に89のため池があり、ため池ミュージアム事業が整備され、環境の良い住宅地となるようなまちづくりを進めている。

5. 稲美町のスポーツ施設の整備と管理運営について
いなみ野体育センターを

はじめ8つのスポーツ施設

が設置されており、子どもから高齢者まで幅広い世代を対象としたスポーツ教室やイベントを開催するなど、住民の健康維持・推進並びにスポーツを通じての地域コミュニケーションづくりを取組んでいる。

また、スポーツクラブ21いなみ・スポーツ推進委員会・NPO法人体育協会の組織と連携を取り、生涯にわたり「だれでも」「どこでも」「いつでも」「いつまでも」をテーマとして、スポーツ・レクリエーションの多様な・個性化に対応できるように、スポーツ指導者の養成に努めるとともに、住民の体力づくりや高齢者のスポーツ活動を振興している。

スポーツ施設の概要は次のとおりである。

- ①いなみ野体育センター（昭和60年開設）
- ②中央公園多目的グラウンド（昭和62年開設）
- ③中央公園テニスコート（昭和61年開設）
- ④中央公園ゲートボール場（昭和61年開設）
- ⑤高蘭寺球場（昭和60年開

設）

⑥大沢池スポーツ公園グラウンド（平成元年開設）

⑦鳴ヶ岡グラウンド（平成12年開設）

⑧サン・スポーツランドいなみ（平成7年開設）

スポーツ施設の管理運営については、正規職員3名・嘱託職員2名・臨時職員3名の町直営（教育政策部生涯学習課スポーツ係）で行っており、いなみ野体育センター内の事務所に於いて8施設の利用申請受付事務をはじめ維持管理業務・イベントの開催・スポーツ教室等を行っている。



なお、平日の夜間及び土・日・祝日の受付業務についてはシルバー人材センターに、また、サン・スポーツランドの管理業務については「環境ユーイングてんま」に委託している他、各施設の清掃除草業務についてもシルバー人材センター等に委託している。

各施設の利用状況及び利用収入（平成24年度）は（表5）のとおりである。

（表5）各施設の利用状況及び利用収入（平成24年度）

施設名	利用人数(人)	利用収入(円)
①いなみ野体育センター	42,442	4,328,750
②中央公園多目的グラウンド	27,964	1,980,400
③中央公園テニスコート	50,976	6,053,200
④中央公園ゲートボール場	3,519	0
⑤高蘭寺球場	7,376	1,388,250
⑥大沢池スポーツ公園グラウンド	11,207	181,400
⑦鳴ヶ岡グラウンド	6,968	317,400
⑧サン・スポーツランドいなみ	12,337	731,900
計	162,789	14,981,300

6. 稲美町の健康づくり施設「いなみアクアプラザ」の現状と運営状況について

いなみアクアプラザは、子どもから高齢者までを対象として、プール・ジム・健康機器を活用したスポーツ振興プログラムのほか、身体障がい者・知的障がい者・精神障がい者を対象にしたプログラムを作成しており、それぞれのニーズにあったプログラムで、町民の健康づくりとスポーツに役だっている施設であり、平成18年10月に完成した。

同施設では、天然ガスコージェネレーション設備25kwを2台導入し、その発電電力を施設で利用し、プールの加温やシャワールの温水等の熱エネルギーを作っている。

また、地球温暖化の原因の一つである二酸化炭素の削減に貢献するため、50kwの太陽光発電システムを導入し、1年間の二酸化炭素削減効果は18リットル灯油缶で約

750缶の原油を節約した計算になる。

健康づくり施設「いなみアクアプラザ」の事業実施方法を当初はPFI事業（民間資金等の活用による公共施設の整備）での実施検討を行ったが、後年度の負担額が大きくなるため断念した。

しかしながら、新たな公共事業への取り組みでは、PFIや指定管理者制度などを活用して、民間企業がつノウハウや技術を活かし、質の高いサービスや効率的な事業として全国的に取り組まれている。

健康づくり施設は入札などにより建設費が削減できるため稲美町が施設を建設し、運営には民間活力を取り入れることがサービスの向上と安定した運営になるものと考え、民間委託とする公設民営方式とした。

事業者の募集方法は、設計事業者と運営事業者のグループ（共同）提案方式（プロポーザル）を採用した。これは運営事業者のノウハウを設計に取り入れることで、安全管理・衛生管理・

増やしていく資源！

事故防止対策など、利用者の目線での施設設計とするためである。その結果7グループから提案があり、審査委員会ではプレゼンテーションを実施し事業者を選定した。建設事業費の内訳は〈表6〉のとおりである。

〈表6〉建設事業費の内訳

国庫補助金	253,000千円
起債	308,600千円
寄付金	22,000千円
諸収入	24,559千円
一般財源	208,701千円
建設事業費合計	816,860千円

ができるように、介護・予防・医療・生活支援・住まいの5つのサービスを一体的に提供していくという「地域包括ケアシステム」の構築や、すべての高齢者が安心して暮らしていけるまちづくりを目指し、地域密着型介護サービス等の充実を強く望むものである。また、加西市で配布している「わかりやすい介護保険の手引き」は、利用者の目線に立ったわかりやすく、活用しやすいパンフレットとなっており、当町にも介護保険のパンフレットはあるが、高齢者が利用しやすいよう、よりわかりやすいものとなることを望むものである。

7. まとめ
平成24年日本の平均寿命は男性が79歳、女性が86歳と、過去最高となっている。当町においても65歳以上の高齢者の割合が今後急激に増え、充実した介護サービス事業が求められており、高齢者が可能な限り住み慣れた地域でその人らしく自立した日常生活を営むこと

稲美町は、市街化調整区域の中央公園内に体育館・多目的グラウンド・テニスコート・グラウンドゴルフ場、ゲートボール場などのほかに稲美町立健康づくり施設「いなみアクアプラザ」が整備されたことにより、町民ホール・図書館などが整備されている文化の森とは市道によってエリアは分かれています。隣接して

いるため一帯感がある。また、文化の森周辺に消防署・県立いなみ野特別支援学校・特別養護老人ホーム・グループホーム・ケアハウス・老人保健施設が配置されており、役場からも近く機能の分散を回避して利用の促進に繋がっている。健康づくり施設「いなみアクアプラザ」は、トレーニングルームをはじめ、ヨガやピラティスなどができるスタジオ、25mプールや車イスの人も利用できるアクアプールを備えている。会員は目標の千人を大幅に上回り、約2千人となり、一般利用も3万人を超え、町外からの利用が5割近くある。

どこでもスポーツに親しむためにスポーツ施設の整備充実を図ることが必要と考える。スポーツ施設は、住民の健康保持、体力の維持、技術の向上とともに医療費の抑制に効果があるため、健康施設としての機能も有しているが、当町のスポーツセンターは、狭隘化・老朽化しており、多くの人に利用されているにもかかわらず、必ずしも、町民ニーズに答えているとはいえない状況にある。また、他のスポーツ施設が分散しているため、一体的な施設管理ができないことに併せ、町民の有効的な利用にも欠けていることから、敷地の有効活用とともに各スポーツ施設の一体的な集約が望まれる。今後、スポーツセンターの建設が検討されると思われるが、町民の健康づくりと安定した施設の管理運営を目指し、特定財源の捻出とともに町財政を見極めながら中長期的視野に立ち、かつ、他のスポーツ施設も含めた総合的な整備計画の

立案を望み、民生文教常任委員会の行政視察報告とす。る。

経済産業

〔調査事項〕
・観光振興対策について

〔調査の目的〕

平成27年度の北海道新幹線開業まであと2年半と迫っており、開業に向けての観光振興対策や地域が一体となった取組が必要であると考え、観光振興事業や特色あるまちづくりに力を入れた誘客に効果をあらわしている彦根市、また、新幹線停車駅や高速交通網を行政区内に有し、その効果を最大限に生かそうと観光振興計画を策定した米原市を先進地の行政視察先として訪問し、観光振興対策について調査した。

彦根市及び米原市の観光振興対策を、次のとおり報告する。

1. 彦根市の概要
彦根市は、滋賀県の北東部に位置し、滋賀県北東部

における中心となる都市である。人口は、平成25年10月1日現在で11万2千691人、世帯数は4万4千995世帯、1世帯当たりの人口は2.5人であり、面積は196.84平方kmである。戦国時代には絶えず戦場となっていたが、豊臣時代になつていたが、豊臣時代になつてから町は次第に繁栄し、その後、関ヶ原の戦いで井伊直政が彦根の地に封ぜられ、その子直孝が彦根城築城を行い始めてから城下町として発展し、産業・政治・文化の中心地として300年間栄えている。明治22年4月1日町制を施行、昭和11年都市計画法適用地域に指定され、翌12年2月11日隣接の5村を合併して彦根市が誕生している。次いで、昭和17年、昭和25年、昭和27年、昭和31年、昭和32年、昭和43年に隣接している町村と合併を重ね、今日の彦根市となっている。大規模な都市空襲を受けたことからも近世以来の城下町や宿場町の町並み

が比較的保存されており、地方気象台（彦根地方気象台）、国立大学（滋賀大学）、裁判所支部などといった各種機関が市内に集中し、滋賀県北東部における商工業の中心地である。

現代では、毎年7月に松原水泳場で開催される「鳥人間コンテスト選手権大会」や、マスケット「ひこにゃん」を通じて、広く知られている。

2. 彦根市の新観光振興事業について

彦根市キャラクター「ひこにゃん」は、彦根藩2代藩主井伊直助公を手招きして雷雨から救ったとされる「招き猫」と井伊軍団のシン



ボルとも言える赤備えの兜を合体させて生まれたキャラクターである。

現在では自治体キャラクターを代表すると言われるまでに成長しており、彦根市では、この「ひこにゃん」を活用した事業を「新観光振興事業」と位置付け、力を入れている。

(1)「ひこにゃん」誕生から現在までの経緯

平成17年11月、国宝・彦根城築城400年祭実行委員会が、デザインコンペ方式により、12社に対し、400年祭のシンボルマーク・ロゴ・イメージキャラクターの3点セットでの募集を行い、審査の結果、大阪市の企業に決定し、同企業が提案した3図柄をイメージキャラクターとして採用している。

平成18年2月から、キャラクターの呼称を広報ひこねや市ホームページを通じて広く募集し、同年4月に「ひこにゃん」と命名されている。「国宝・彦根城築城400年祭」開催30日前に着ぐるみをお披露目し、様々なキャンペーンに参加し、テレビや新聞で取り上げられたこ

とにより一気に露出が増え、人気につながったと考えている。

400年祭開幕日から毎日彦根城で登場し、パフォーマンズを行った結果、入場者数は当初目標としていた55万人に対して、76万人という結果となり、観光消費額が174億円、観光消費額を含む経済波及効果は338億円、グッズ売上が17億円と推計されている。

「国宝・彦根城築城400年祭」が終了した後もイメージキャラクター終了を惜しむ声が多かったことから、平成20年度・21年度にかけて開催された「井伊直助と開国150年祭」のキャラクターとして引き続き活用し、お祭りの成功に大きく寄与している。

(2) ひこにゃん商標の使用について
平成18年2月24日から「国宝・彦根城築城400年祭」シンボルマーク等の使用に関する要綱を施行し、無料でキャラクターの使用承認を行っており、その結果、市民の方々を中心に様々なグッズが生み出され知名度

を高めている。
また、キャラクターとしての適正管理の観点から、商標登録を行うこととし、平成20年1月11日に商標が登録されている。

商標権については、当初から公有財産の中の普通財産として位置づけ、普通財産である「ひこにゃん」商標を幅広く使用していただくことは、彦根市の広告・宣伝に大きく寄与し、彦根市の知名度と好感度を高め、さらなるまちの活性化につながるかと判断し、広告・宣伝主体としての公益上の観点から、商標の使用を無償としていた。

平成22年7月から有償化に踏み切ることに決定し、平成22年3月市議会において、「財産の交換、譲与、無償貸付け等に関する条例」の一部改正を行い、規定の整備を行っている。

現在、「ひこにゃん」の商標使用に関する要綱に基づき有償使用を大原則とし、無償使用・減額使用を適用する場合には、同条例及び同要綱の規定に基づき、案件に応じて適切に判

断している。
(3) 今後の「ひこにゃん」の展望
今後は、彦根城での登場や観光PRでの活躍とともに、存在が大きくなったことに伴う社会的責任を果たすべく、各種啓発活動や被災地への訪問など、観光PRとともに大きな文脈で「ひこにゃん」が活躍するように図る計画である。

3. 彦根市の観光まちづくりの取り組みについて
(1) 夢京橋キャッスルロード
彦根城の築城とともに城下町の建設が始まった際、町人の居住区の町割をこの通りから始めたといわれている。幅員6mの往時の通りは近年まで残されていたが、昭和60年代前半より幅員を18mにする等の街路整備が実施されている。

この事業は、歴史、伝統を今に生かし、建物の形態と色彩を新しい時代にマッチした城下町づくりを目指し、住民主導でまちなみ再生に取り組みまれ、平成11年5月に完成している。
建物の修景は、白壁に黒

格子を基調に歴史的なまちなみ景観に調和するよう条例で建築物の制限がされており、現在の店舗数は、約33軒となっている。

(2) 四番町スクエア
大正10年11月彦根町の公設市場として開設された市場商店街で、昭和40年代まで県下で最も賑わった商店街の一つであったが、時代とともに空洞化が進展している。

こうした状況の中、平成10年に始まったまちなみ再生型の区画整理事業を活用し、「大正ロマン溢れるまち」をコンセプトに、彦根の新たな名所として、明治から昭和40年代まで使われていた旧町名を活かした「四番町スクエア」が平成17年5月に誕生している。

四番町スクエアには、「食文化」をテーマとした「ひこね食実館 四番町ダイニング」や大正ロマン溢れる「ガス灯」が設置されている。
なお、夢京橋キャッスルロード及び四番町スクエアは、平成18年の第14回優秀観光地づくり賞金賞・国土交通大臣賞を受賞している。

減額使用について

4. 米原市の概要

米原市は滋賀県の北東部に位置する市である。

人口は、平成25年10月1日現在で4万58人、世帯数は1万3千876世帯、1世帯当たりの人口は2.9人であり、面積は250.46平方kmである。

平成17年2月14日、坂田郡内の山東町、伊吹町、米原町の3つの町が合併して米原市が誕生し、平成17年10月1日には米原市と坂田郡近江町が合併、旧坂田郡が一つとなり、新たな「米原市」が誕生している。

交通都市として知られ、古くから中山道と北陸道の分岐点として発達しており、市の中心部である米原が北国街道の米原宿に当たるほか、市域南部を東西に通過する中山道には「番場の忠太郎」で有名な番場宿、醒井宿、柏原宿の3カ所の宿場町が置かれていた。

現在でも、国道8号と国道21号が分岐しているほか、高速道路は、米原ジャンクションで名神高速道路と北陸自動車道が、JRR線は米原駅で東海道本線と北陸

本線がそれぞれ分岐し、滋賀県内で唯一、東海道新幹線の駅が設置されている。

5. 米原市の特色ある観光について

国道8号、21号、365号、名神高速道路、北陸自動車道、公共交通機関の面からも新幹線を有する米原駅をはじめとする5つの駅があり、日本百名山に数えられる伊吹山、天の川のゲンジボタルなど自然や歴史に関する資源が豊富である。

新たな観光商品として農業体験、農村の暮らしを体験できる民家ホームステイ体験や、道の駅「伊吹の里」でのそば打ち体験など、体験型観光が芽生えてきている。

今後の観光戦略としては、近郊の3市5町で組織する「びわ湖・近江路観光圏協議会」、北びわ湖地域における「一般社団法人北びわこふるさと観光公社」に属し、観光地相互の連携により、観光客の来訪及び滞在の向上、観光並びに観光資源の開発、観光客の誘致促進による地域経済の活性化を図っている。

6. 米原市観光振興計画について

米原市では、現在あるものを最大限に活用し、地域と行政が一体となって観光振興が図れるよう、関係者が行うべき方策を体系的に示すものとして米原市観光振興計画を平成23年3月に策定している。

米原市の「観光の課題」は次のとおりである。

①観光資源を生かすきれていない

観光客を呼び込む観光資源としてのポテンシャルを十分に有している。しかし一方で、中心となる観光資源が明確でないことから、各観光拠点の連携やテーマ性が乏しく、各観光拠点が個別に観光事業を展開しているといった現状が見られる。

特に、近隣を「彦根市」、「長浜市」といった2大観光地に挟まれており、アクセスの良さから観光客が降り立つターミナル的なまちにしかなくなっていないという状況も見られる。

③観光振興に向けた体制が不十分（組織面・人材面・ハード面）

市民の観光に対する意識はあまり高くないのが現状であり、一部の熱意のある人々や行政の取組に依存している状況がうかがえる。

特に、近年の観光地においては「その観光地らしさ」や「その観光地ならではの」が求められており、着地型観光へとシフトしている。

そのような中では、地元で観光商品に関する企画・実施、販売ルートの開拓、商品PRを行える組織力・人材力を高めていくことが必要となる。

また、観光拠点間に距離があることから、移動手段や駐車スペースは大きな課題となっている。

さらに、市の玄関口である米原駅や各観光拠点周辺については、食事処（パークエリアなど）や土産物品などの物販店などが乏しく、経済効果や雇用創出効果を誘発するに至っていないといった課題が見られ、観光振興の効果を十分にま

ちの活性化につなげられる

整備が必要となっている。明確となった「観光の課題」を観光戦略へ展開させるため、地域市民が一体となった通年型の観光振興を図り、市民の米原再発見プロジェクト・米原市の観光商品開発プロジェクトなど、様々なプロジェクトを立ち上げ、観光振興へと取り組んでいる最中である。

7. まとめ

当委員会は、観光振興対策についての研修のため滋賀県彦根市、滋賀県米原市を訪問して研修を行なった。

国では、平成19年1月に「観光立国推進基本法」が施行、同年6月には「観光立国推進基本計画」が閣議決定されている。

また、平成20年10月には「観光庁」を新たに設立している。

近年の観光におけるニーズは、「団体志向から個人・家族志向」、「受身型から参加・体験型」、「発地型から着地型」などに変化しており、「その土地ならではの価値体験」が求められている。こうした背景を基に、リゾー

ト開発から地域づくり、歴史・文化の見直し、地場産業との接続、景観形成・自然環境保護など、持続可能な観光振興へと転換が図られ、地域の資源を生かした観光が各地で展開されつつある。

彦根市は、特色ある観光まちづくりに早期に取り組み、観光都市として全国的に知名度を高めている。

また、彦根市に隣接し、新幹線停車駅や高速交通網の要所である米原市においては、観光客の通過点としての知名度が低く、着地型観光としてはいまひとつであるが、これからの観光振興対策について努力している自治体の一つである。

平成27年度に予定されている北海道新幹線開業に向けて、当町も観光振興計画を策定する予定であることから、彦根市のまちづくりや米原市の観光振興計画を参考に特色ある観光振興対策が当町の活性化の一助となることを提言し、経済産業常任委員会の行政視察報告とする。

報告とする。

特別委員会報告

「七飯町における公募事業に関する調査特別委員会報告書」

委員長 佐野史人

平成24年9月28日第3回定例会において設置された当特別委員会が、平成25年第2回定例会において中間報告をした以後、これまで調査した結果を下記のとおり報告する。

1. 平成25年6月13日に第16回目の委員会を開催し、坂田邦彦委員長が議長に就任したことに伴い、特別委員を辞任したこと、新委員長に佐野史人委員を選じた。

2. 平成25年6月25日に第17回目の委員会を開催し、財政課長の出席を求め、指定管理者制度について、提出のあった資料に基づき聴取調査を行った。

指定管理者制度の導入経過については、多様化する住民ニーズにより効果的、効率的に対応するため、公の施設の管理に民間の能力を活用しつつ、住民サービスの向上を図るとともに、経費の節減等を図ることを目的に、平成15年の地方自治法の改正により、創設さ

れた制度である。

七飯町は、平成17年3月に「七飯町公の施設に係る指定管理者の指定手続きに関する条例」を制定し、平成17年度から個別条例を改正するとともに七飯町大沼国際セミナーハウスなどを公募し、平成18年4月から指定管理者による施設の管理・運営を行っている。公募から指定・協定書の締結までの手順は、次のとおりである。

- ①公募要項の配布
- ②公募説明会の開催
- ③応募登録の申込及び質疑受付
- ④質疑に対する回答
- ⑤指定申請書類の受付・締切
- ⑥指定申請書類の審査・ヒアリング
- ⑦候補者選定結果の通知

- ⑧ 指定管理者の指定の議決
- ⑨ 指定管理者との協定締結
- ⑩ 指定管理業務の引き継ぎ
- ⑪ 指定管理者による施設の管理

現在、指定管理者制度の導入施設は、七飯町大沼国際セミナーハウス及び七飯町大沼森林公園（以下「セミナーハウス等」という。）、七飯町精神障害者通所授産施設「ぼぼる館」（以下「ぼぼる館」という。）、七飯町さくら共同作業所（以下「さくら共同作業所」という。）、七飯町学童保育クラブ（ひまわりクラブ、たんぽぽクラブ、あおぞらクラブ、沼っ子クラブ）（以下「学童保育クラブ」という。）、七飯町屋内ゲートボール場（ひまわりコート、すずらんコート）（以下「ゲートボール場」という。）、七飯町パークゴルフ場（七飯コース、大中山コース）（以下「パークゴルフ場」という。）、七飯町大沼国際交流プラザ（以下「交流プラザ」という。）の13施設が7事業所において指定管理者の指定を行っている。

町は、指定管理者と議会の議決を経た後に指定管理期間・業務の範囲と実施条

件等を定めた基本協定書及び単年度の指定管理料等を定めた年度協定書を締結するとともに、毎年度、指定管理に係る事業報告書の提出を求め、事業報告書に基づいて指定管理者における業務状況評価を行っている。

指定管理制度導入の成果は、平成18年度から平成23年度までの累計で4千144万2千円、12.8%の経費削減効果があったとしている。委員からは、次のような質疑があった。

- ① 指定管理者から提出される事業報告書のうち、利用者の要望等を取りまとめたものはあるのか。
- ② 苦情やアンケートなど利用者の声をどう反映させているのか。
- ③ 業務状況評価の項目は少ないのではないのか。どこが評価を行っているのか。
- ④ 経費削減効果の主なものは何か。
- ⑤ 文化センター、大中山コモンなどの指定管理の導入計画はどうなっているのか。

これに対して、財政課長の答弁は次のとおりである。

おり、利用者の要望等のまとめも担当課でなければ解らない。

- ② 各施設に苦情等の受付簿を備え付けており、指定管理者が把握し、反映させている。アンケートは指定管理者が行っている。
- ③ 業務状況評価の項目は少ないが、選考時の評価基準に沿って担当課が評価している。
- ④ 施設ごとの経費削減額は、精査して次回の委員会で提出したい。
- ⑤ 機会あるごとに担当課に問い合わせをしているが、担当課ではメリット・デメリットを検討している段階で、指定管理が適さないという答えは出していない。

さらに、委員からは、業務状況評価の項目は、適切な管理運営の確保、利用者サービス等の維持向上、利用実績、現地調査の4項目で、評価もA～Dの4段階であることから、選考時の評価基準と異なるとの指摘があり、財政課では業務状況評価も見直す考えを示している。

業務状況評価も含め、詳細は指定管理を担当する課でなければ分からないということもあり、今回の委員

会では、副町長のほか指定管理を所管する課の出席を求め、確認して、委員会を閉会した。

3. 平成25年7月23日に第18回目の委員会を開催し、副町長、財政課長、総務課長、商工観光課長、福祉課長、子育て健康支援課長、生涯教育課長の出席を求め、指定管理者制度について、提出のあった資料に基づき聴取調査を行った。

はじめに、各課長から資料に基づき指定管理者導入に伴う一般財源に係る効果額の説明があり、各施設にばらつきはあるものの、効果額の主なものは、指定管理者における自主事業の拡大、人件費の抑制、施設使用料の増加などを挙げている。なお、さくら共同作業所では直営時より平成23年度で約14万8千円の一般財源が増加しているが、事業規模が拡大していることに伴う利用者工賃の増加、利用者とのコミュニケーションの場、利用者が民間企業に就職するなど自立の場としての効果が生じているとのことである。

一方では、委員から一般財源の減少に伴う効果はあ

減のまちづくり

るものの指定管理にしても町直営時と何も変わっていないのではないかと指摘もあつた。

次に、各施設で行っているアンケート調査など利用者からの意見要望の把握方法などについての説明があり、その概要が次のとおりである。

セミナーハウス等及び学童保育クラブはアンケート調査を実施、ぼぼる館は定期的な家族会で要望を聞き取り、さくら共同作業所及びゲートボール場は意見箱を設置、パークゴルフ場は目安箱を設置、交流プラザはアンケート調査のほか電子メールで意見を収集している。

次に、各施設から提出のあつた指定管理に係る事業報告書に基づいて、担当部局が行っている指定管理者に対する業務状況評価について説明があつたが、内容を精査するため、質疑は次回委員会で行うこととした。

次回の委員会では、指定管理者に係る利用者からの意見要望の把握方法、業務状況評価について質疑を行うとともに今回提出のなかつた今後の指定管理予定

施設の導入スケジュール等について資料要求することを確認して、委員会を閉会した。

4. 平成25年8月23日に第19回目の委員会を開催し、副町長、財政課長、総務課長、商工観光課長、福祉課長、子育て健康支援課長、生涯教育課長の出席を求め、指定管理者制度について、提出のあつた資料に基づき聴取調査を行った。

はじめに、指定管理に係る利用者からの意見要望の把握方法、業務状況評価への質疑はなかつた。

次に、今後の指定管理予定施設の導入については、文化センター、大中山コモン、スポーツセンターなどの社会教育施設と健康センター(アップル温泉)について説明があつた。

社会教育施設については、施設の概要、管理中の問題点・条件整備・検討課題を資料に基づいて説明があり、具体的な導入時期を示さず平成25年度中に指定管理を導入するかどうかの結論を出したいとのことであつた。

なお、提出資料については、指定管理制度が始まっ

た初期の段階で検討するべき事項であり、平成17年3月に指定管理に係る条例を整備していることを考慮すると、一向に検討されてい

ないことが伺える。次に、健康センターについても同様で、指定管理をするかどうかを検討している最中であるとともに民営化も選択肢の一つであると

の説明があつた。委員からは、指定管理を導入した施設では、財政的な効果が出ているため、早急に指定管理を導入すべきではないかとの意見が出されたが、町は、住民サービスの低下を招かないか、利用料金に変動はないかなどを

検討しなければならないとしている。しかし、指定管理制度が始まってから8年以上が経過していることから、町担当部局の消極性が一層浮き

彫りになったと捉えられる。今後の委員会活動として、今の段階で指定管理者制度はこれ以上の進展が見られないため、次に、建設工事に係る一般競争入札及び総合評価制度について調査することを確認して、委員会を閉会した。

5. 平成25年10月28日に第20回目の委員会を開催し、土木課長、土木課参事の出席を求め、建設工事に係る一般競争入札及び総合評価制度について、提出のあつた資料に基づき聴取調査を行った。

地方自治法において、地方公共団体の契約は、一般競争入札、指名競争入札、随

意契約又はせり売りの方法により締結することができると規定しており、指名競争入札、随

意契約又はせり売りの方法により締結することができると規定している。このことから、地方自治法においては一般競争入札

を基本としているが、七飯町をはじめ、ほとんどの地方公共団体は指名競争入札又は随意契約により締結している状況である。総合評価制度は、公共事業の減少により価格競争の激化の中で、著しい低価格による入札が急増したこと

に伴い、適切な技術的能力を持たない業者による不良

ことから、平成17年4月に「公共工事の品質確保の促進に関する法律」が施行さ

れ、民間の優れた技術力を活かすことで、公共工事の総合的な価値を高めることを目指した方式で、価格のほかに価格以外の要素を評

価の対象に加えて、品質や施工方法を総合的に評価し、技術と価格の両面で最も優れた業者を落札者とする制度である。

七飯町は、七飯町地域限定型一般競争入札実施要領(試行)及び七飯町総合評価方式試行要領を平成20年4月1日から施行し、建設工

事において一般競争入札に総合評価制度を組み合わせた入札制度を試行で実施している。

公衆から契約までの一連の流れは次のとおりであり、要する日数は標準で24日である。

①公告
②申請書及び資料の提出期限
③競争入札参加資格の審査
④競争入札参加資格の審査結果の通知
⑤競争入札参加資格がないと認められた理由の説明要求
⑥理由の説明に係る回答
⑦入札

⑧落札者決定
⑨契約

総合評価による落札者の決定基準は、公募の際に、施工計画、企業の施工実績、配置予定技術者、地域精進度、労働福祉に係る資料の提出を求めており、それにより標準点(100点)に加算点を付与した技術評価点と入札価格をもとに除算方式により評価値を求め、評価値の一番高い業者を落札者と決定している。

なお、総合評価の方式には、加算方式(技術評価点+価格評価点÷評価値)と除算方式(技術評価点÷入札価格×評価値)があり、七飯町の実績は、除算方式により評価値を求めている。

総合評価を導入する工事は、公告の前に七飯町総合評価方式審査委員会を開催し、公告の内容及び落札者決定基準等について審査するとともに、落札者決定の際にも審査している。

七飯町総合評価方式審査委員会の委員は、副町長と管理職10名で構成し、特別委員として学識経験を有する者2名を充てており、特別委員は、委員会の議決に加われないが、意見を聴取することとしている。

一般競争入札及び総合評価制度による入札の実績は、補助事業及び予定価格の高い工事を主に行っており、平成20年度は10件、平成21年度は19件、平成22年度は19件、平成23年度は18件となっている。

料を提出することとした。なお、当委員会の調査活動については、今回の委員会で担当課に対する聴取次第で調査活動を終了し、平成25年第4回定例会に最終報告書を提出することを確認して、委員会を閉会した。

一般競争入札及び総合評価制度の導入に伴うデメリットは、公告から入札・契約までの期間が長いことと、事務量が増えることなどが挙げられる反面、メリットとして、入札参加業者の指名に発注者側の恣意性がなく、透明性・公平性の入札が確保されること、総合評価制度とともに最低制限価格を設定することで公共工事の品質確保の促進に関する法律の目的に沿い、工事の質的向上と、労働者へのしわ寄せの改善が図られるとしている。

6. 平成25年11月20日に第21回目の委員会を開催し、土木課長、土木課参事の出席を求め、建設工事に係る一般競争入札及び総合評価制度について、提出のあった資料に基づき聴取調査を行った。

委員からは、総合評価方式により最低価格を入札した業者が落札できなかった件数について質疑があり、今まで10件程度があったとのことである。

提出された資料は、一般競争入札に係る入札方法の区分であるが、七飯町の建設工事等に係る入札制度は、予定価格の範囲、対象工事等により、条件付一般競争入札、制限付一般競争入札、地域限定型一般競争入札のほか、公募型指名競争入札、簡易公募型指名競争入札、指名競争入札、随意契約で行うこととしているが、指名競争入札、随意契約のほか、地域限定型一般競争入札がほとんどであり、条件付一般競争入札や公募型指名競争入札の例はないとしている。

また、入札方法の種類、総合評価方式の簡易型・標準型・高度技術提案型の具体的な工事などについて質疑があり、次回の委員会では

次に、総合評価方式に係る区分は、簡易型、標準型、高度技術提案型であり、標準型及び高度技術提案型は、技術的工夫の余地が大きい工事で、構造上の工夫や特殊な施工方法などを含む難易度の高い技術提案を求めることにより、民間企業の優れた技術力を活用し、公共工事の品質を高めることを期待する場合に適用することとし、具体的な工事例として、ダム工事、大型橋梁工事、大型シールド工事等を挙げている。

簡易型は、技術的工夫の余地が小さく、発注者が示す仕様書等に基づき、適切で確実に施工を行う能力を求める場合に適用することとし、七飯町を含め全国の90%が簡易型の総合評価方式で行っている。

なお、七飯町の場合、予定価格が5千万円以上の工事は、施工計画を求めた評価を行い、5千万円未満の工事は、施工計画を求めないで企業の施工実績、配置予定者、地域精進度、労働福祉を評価している。

その他、落札者決定基準に基づく施工計画の具体的な例や平成25年度・平成26年度において工事の種類やランク別に発注基準を示す

7. 平成25年12月2日に第22回目の委員会を開催し、平成25年第4回定例会に提出する最終報告書のまとめを行うことを確認して、委員会を閉会した。

ただし、現在導入している一般競争入札及び総合評価制度の対象工事は、補助事業や工事金額(予定価格)の大きい工事に限定されていることから、導入効果を検証しながら予定価格が30万円を超える工事の入札にまで拡大するかどうかの検討が必要である。

七飯町議会議員政治倫理審査会報告(概要)

七飯町議会議員政治倫理審査会(以下「特別委員会」という。)で調査を進めていたにもかかわらず、申出書を取り下げた行為、かつ、平成25年第2回定例会で特別委員会の中間報告書に「申出書の取り下げによって長時間にわたる協議が中途半端な状況に陥ったことは、極めて遺憾であると言わざるを得ない。」とまとめており、同特別委員会の委員でもあった両議員も認めていることである。

1. 調査請求事件名

公募事業に関わる申出書を議会運営委員会に提出し、証拠もなく、虚偽と思われる答弁を繰り返して、議会を混乱させ、議会の名誉を著しく傷つけただけでなく、本来の議員としての職務から離脱した行為について

2. 調査を求められた議員名

中島 勝也 議員
坂本 繁 議員

3. 事件の経過

中島勝也議員と坂本繁議員は、平成24年12月7日付で公募事業に係る申出書を議会運営委員会に提出し、その後、議会運営委員会から依頼された七飯町における公募事業に関する調査

4. 審査の経過

議長は、七飯町議会議員政治倫理審査会(委員6人。委員長・上野武彦議員。以下「審査会」という。)を設置し、調査請求書に基づく審査を求め、審査会は、調査請求書に係る事実確認のため、調査請求者3人と中島勝也議員及び坂本繁議員から聴取調査を行うこととした。

初めに、調査請求者である横田有一議員と青山金助議員の2人について、内容を確認した結果、両議員は、特別委員会の中間報告書(平成25年第2回定例会)の最後に「申出書の取り下げによって長時間にわたる協議が中途半端な状況に陥ったことは、極めて遺憾であると言わざるを得ない。」とまとめており、中島議員と坂本議員もその事実を認めていることから、調査請求書を出したと発言している。

なお、佐野史人議員は、入院治療のため出席できない旨の報告を受けている。

次に、中島勝也議員と坂本繁議員については、審査会

に疑問があるとして一切の発言を拒否したことから、中島勝也議員と坂本繁議員に対する聴取調査が不能となったため、審査会は、調査請求書及び添付書類に基づく事実関係を精査して判断することとした。

その結果、中島議員と坂本議員が提出した公募事業に係る申出書によって、議会運営委員会から依頼されて、特別委員会において申出書の調査を行うこととなったが、特別委員会に証拠となる書類の提出がないまま、申出書を取り下げているが、その間に6回の特別委員会を開催している。

特別委員会が平成25年第2回定例会で中間報告した最後に「申出書の取り下げによって長時間にわたる協議が中途半端な状況に陥ったことは、極めて遺憾であると言わざるを得ない。」とまとめているが、中島議員と坂本議員は、特別委員会の委員であり、報告書のまとめを認めていることとなる。

以上を踏まえて協議した結果、調査請求書に基づく

事実が確認されたことから、条例第4条の政治倫理基準の遵守事項のうち、議員として品位と名誉を損なうような一切の行為を慎むことに反しているものと判断し、議長において「文書による嚴重注意」の措置が適当であると、審査会の出席委員の全員一致で決定したことを議長に報告した。

なお、中島議員と坂本議員には、条例第11条に規定する当該議員の協力義務等があること及び条例第12条に規定する釈明の機会の保障が与えられていることを、審査会で説明し、審査会への協力を求めたが、一切の発言を拒否し、審査会の審査に協力義務を怠ったことは、誠に遺憾であり、併せて、議長へ報告した。

5. 審査結果の措置

議長は、審査会の審査結果報告を踏まえ、議会運営委員会に諮り、審査会の報告のとおり、中島勝也議員と坂本繁議員に対し、平成26年1月21日付で「文書による嚴重注意」を通知した。

平成25年 定例会・臨時会出席状況一覧表

開会日	小松義光	神崎和枝	牧野真代志	横田有一	木下敏	佐野史人	林秀樹	青山金助	坂本繁	上野武彦	中島勝也	平松俊一	長谷川生人	中川友規	日下部雅一	畑中静一	坂田邦彦
第3回臨時会	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
第4回定例会	○	○	○	○	△	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	○	○	○	○	○	△	△	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

*判定 ○=出席、×=欠席、△=遅参・早退・中座、公=公務、忌=忌引